

地 域 計 画

香美市国土強靱化地域計画



令和3年3月

香美市

はじめに

わが国は、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害や、室戸台風や伊勢湾台風に代表される台風災害など数多くの大災害を経験し、その都度、長い時間をかけて復旧・復興を遂げてきました。

本市においても、昭和 47 年 7 月の繁藤災害をはじめ毎年発生する集中豪雨による災害を踏まえ、地域防災計画やハザードマップの見直しを行うなど、防災・減災に向けた取り組みを継続的に行ってきました。

このような状況から、国は平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、大規模自然災害により、私たちの国土や経済、暮らしが致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをあわせもつ強靱な国づくり（国土強靱化）の推進を掲げ、平成 26 年 6 月には、法に基づき「国土強靱化に関する施策の推進に係る国の基本的な計画」（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携した取組を推進しています。

また、高知県においても、平成 30 年 12 月に「国土強靱化基本計画」が見直されたことを受け、令和 2 年 6 月に「高知県強靱化計画」が改訂されました。

国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国の「国土強靱化基本計画」、「高知県強靱化計画」を踏まえ、民間事業者、市民などの関係者が総力をあげて取り組むことが、不可欠であり、本市においても、南海トラフを震源とする巨大地震や、これまで経験したことのない集中豪雨などの大規模自然災害に対し、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、必要な事前防災及び減災、迅速な復旧・復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施する「香美市国土強靱化地域計画」を策定しました。

今後は、本計画を基本として、国土強靱化に関する施策を効率的、効果的に実施し、強靱な地域づくりを計画的に進めていきます。

目 次

はじめに

第1章 国土強靱化の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 基本目標	1
3. 計画の位置付け	2
4. 計画期間	2
5. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	3
第2章 香美市の概況と災害リスク	4
1. 香美市の概況	4
2. 香美市の災害リスク	7
(1) 災害履歴	7
(2) 被災想定	11
3. これまでの主な取組	16
(1) 林道の落石・法面对策	16
(2) 防災学習	17
第3章 脆弱性評価	18
1. 評価の枠組み及び手順	18
(1) 対象とする災害	18
(2) 事前に備えるべき目標	18
(3) 起きてはならない最悪の事態	19
(4) 施策分野	21
(5) 評価手順	21
2. 脆弱性評価結果	22
第4章 強靱化の推進方針	35
1. 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針	35
2. 施策分野ごとの推進方針	49
(1) 個別施策分野	49
(2) 横断的分野	57
第5章 施策の重点化	59
第6章 計画の推進と進捗管理	61
1. 計画の推進	61
2. 計画の進捗管理	61
3. 計画の見直し	62

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国では、東日本大震災による未曾有の大災害から得た教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が制定された。

基本法に基づき、国は「国土強靱化基本計画」を策定した。基本計画では、大規模災害の都度、長期間かけて復旧復興を図る事後対策の繰り返しを避けて、平時から大規模自然災害に備える重要性が示されている。事前の備えについては、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での防災の範疇を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な地域づくりとして千年の時をも見据えて行っていく必要性が示されている。

本市においても、過去に幾度も大規模な震災や風水害を経験し、復旧復興を図りながら発展を遂げてきた。しかし、気候変動により豪雨災害等が頻発化・激甚化することや南海トラフ地震の発生が懸念されている。

これらの状況を踏まえ、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「香美市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

2. 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、国土強靱化の取組を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき国土強靱化地域計画として、高知県強靱化計画との調和、行政運営全般の指針となる香美市振興計画との整合・調和を図りながら、分野別の強靱化に関する部分の指針として定める。

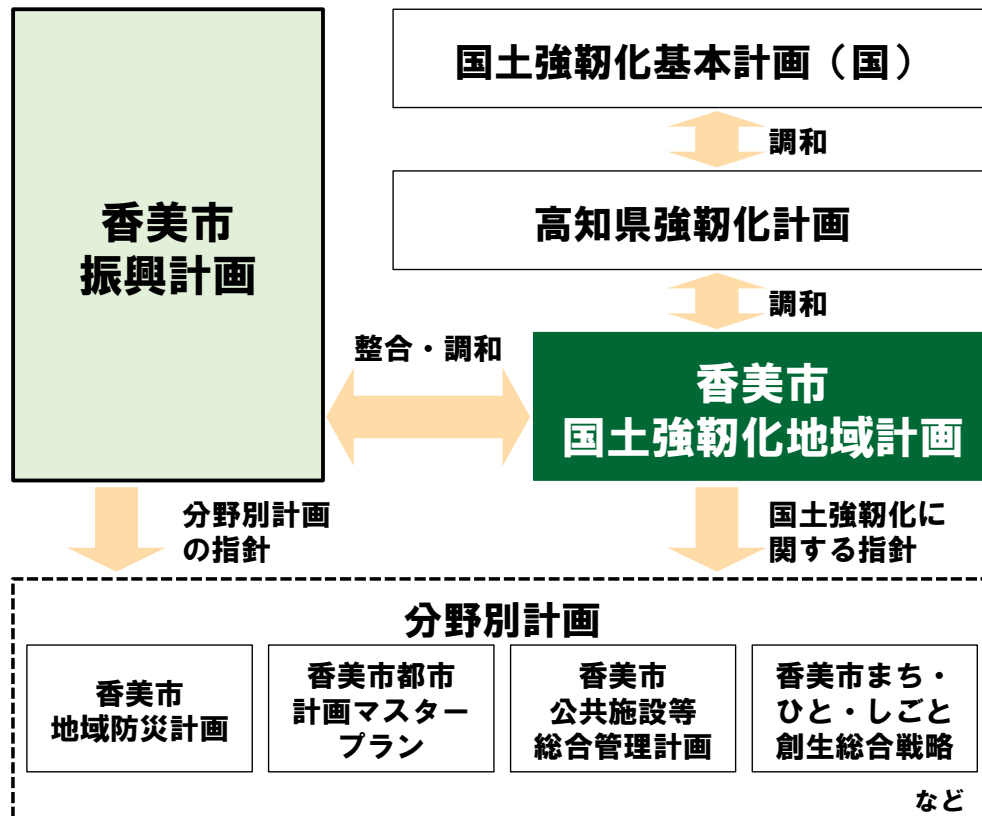


図 1 本計画と関連計画の位置付け

4. 計画期間

本計画の計画期間は、おおむね5年間とする。

ただし、第2次香美市振興計画（平成29年度～平成38年度）と整合・調和を図るため、今回の計画期間は、令和3年度から令和8年度の6年間とする。その後は、5年ごとに本計画の見直しを行う。

5. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

本市の地域強靱化に取り組んでいくにあたり、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

ア. 国土強靱化の取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取り組む。
- ② 短期的な視点によらず、強靱化の遅延による被害拡大を見据え、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ③ 地域間の連携強化に取り組む。
- ④ 本市が有する潜在力を引き出し、抵抗力、回復力、適応力の強化に取り組む。
- ⑤ 持続可能な環境や社会の実現に向け、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成貢献に取り組む。

イ. 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策やソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に役割分担し、連携協力する。
- ③ 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

ウ. 効率的な施策の推進

- ① 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を推進する。
- ② 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理を推進する。

エ. 地域の特性に応じた施策の推進

- ① コミュニティ機能の維持・向上を行うとともに、強靱化推進の担い手が活動できる環境整備を推進する。
- ② 女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等に十分配慮した施策を推進する。
- ③ 自然との共生、環境との調和・景観の維持を推進する。

第2章 香美市の概況と災害リスク

1. 香美市の概況

ア. 地勢

本市は、平成 18 年（2006 年）3 月 1 日に土佐山田町、香北町、物部村の 2 町 1 村が合併し発足した。徳島県との県境の高知県北東部に位置し、北は大豊町、本山町、西は南国市、南は香南市、安芸市と接している。

市域は、物部川や国分川の源流域から高知平野に至り、市域の 87.6%を森林が占めている。剣山国定公園、奥物部県立自然公園、龍河洞県立自然公園等の豊かな自然が広がり、県下 3 位の面積（537.86km²）を有したまちである。

市の西部を南北方向に高知自動車道が走り、隣接する南国市の南国インターチェンジから本市までは、車で約 15 分の時間距離にある。また、高知龍馬空港からも車で約 15 分の時間距離である。

JR 土讃線は、土佐山田町を南北方向に走っており、市内には繁藤駅、新改駅、土佐山田駅、山田西町駅が存在し、通勤・通学に利用されている。



図 2 香美市の位置図

出典：香美市市勢要覧（2017 年 3 月）

イ. 産業

農業は、平野部では温暖な気候を利用し、米や野菜を主体に生産が行われ、中山間部では寒暖差等を活用したゆずの生産が盛んに行われている。本市のゆず玉出荷量は日本一を誇っているが、近年は経営耕地面積、農業従事者、農家数ともに減少傾向にある。

林業は、高知おおとよ製材(株)や木質バイオマス発電所、林業大学の操業により、木材需要が増加しており、市内への新たなストックヤードの設置や林業後継者の育成を支援している。

ウ. 気候

本市は、温暖な気候とあいまって森林資源の形成や農作物の育成に適した地域である。

- ・年間平均気温：16.3℃
- ・年間降水量 2,375.5mm
- ・年間日照時間：2,129 時間

出典：気象庁「メッシュ平年値 2010 年」

エ. 人口・世帯数の推移

本市の人口は、1985 年をピークに減少に転じており、総人口に占める年齢別の割合に見られるとおり、少子高齢化が進展している。また、世帯数の増加傾向については、核家族化の進展や単身世帯の増加等が起因しているものと考えられる。

人口の将来推計では、2040 年には総人口が 2 万人を割る予測である。

表 1 香美市の人口・世帯数の推移

	年次	総人口				世帯数	総人口に占める割合	
			15 歳未満	15 歳～64 歳	65 歳以上		15 歳未満	65 歳以上
実績	1980 年	33,878	5,831	22,285	5,762	10,901	17.2%	17.0%
	1985 年	34,016	5,813	21,782	6,418	11,131	17.1%	18.9%
	1990 年	32,401	5,000	20,386	7,000	11,016	15.4%	21.6%
	1995 年	31,076	4,176	18,673	8,226	10,976	13.4%	26.5%
	2000 年	31,175	3,539	18,438	9,137	12,139	11.4%	29.3%
	2005 年	30,257	3,198	17,720	9,329	12,411	10.6%	30.8%
	2010 年	28,766	2,912	16,124	9,670	12,245	10.1%	33.6%
	2015 年	27,513	2,673	14,539	10,111	11,979	9.7%	36.7%
推計	2040 年	19,732	1,956	9,985	7,782	—	10.0%	39.4%

※ 年齢は「不詳」を含む。 ※ 総人口に占める割合は、分母から不詳を除いて算出している。

出典：総務省統計局「国勢調査」、香美市 人口ビジョン（平成 27 年 9 月）、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

オ. 交通体系

本市域は、高知県の北東部、県都高知市から約 15～40km に位置し、高知市の中心部まで自家用車利用で約 30 分～1 時間の位置にある。また、市内には JR 土讃線の土佐山田駅（特急停車駅）、近隣には高知龍馬空港、高知自動車道南国インターチェンジがあり、各交通機関を利用して岡山、大阪、東京まで約 1～2 時間圏内となっている。

本市の動脈としての道路は、一般国道 195 号（あけぼの街道）、一般県道日ノ御子土佐山田線、久保大宮線等である。市道、農林道の整備も進み集落を繋ぐ道路網が整備されつつある。

カ. 河川

市域を東西方向に一級河川物部川が流れており、支川として片地川、川の内川等の多くの河川が流れている。また、市域西部を吉野川の支川である穴内川が流れている。

二級河川として国分川が市域西部を流れているほか、市が管理する準用河川としては高川原川、車谷川がある。これらの河川のうち、物部川は洪水予報河川、国分川は水位周知河川にそれぞれ指定されており、両河川ともに河川の氾濫等による被害想定区域が示されている。

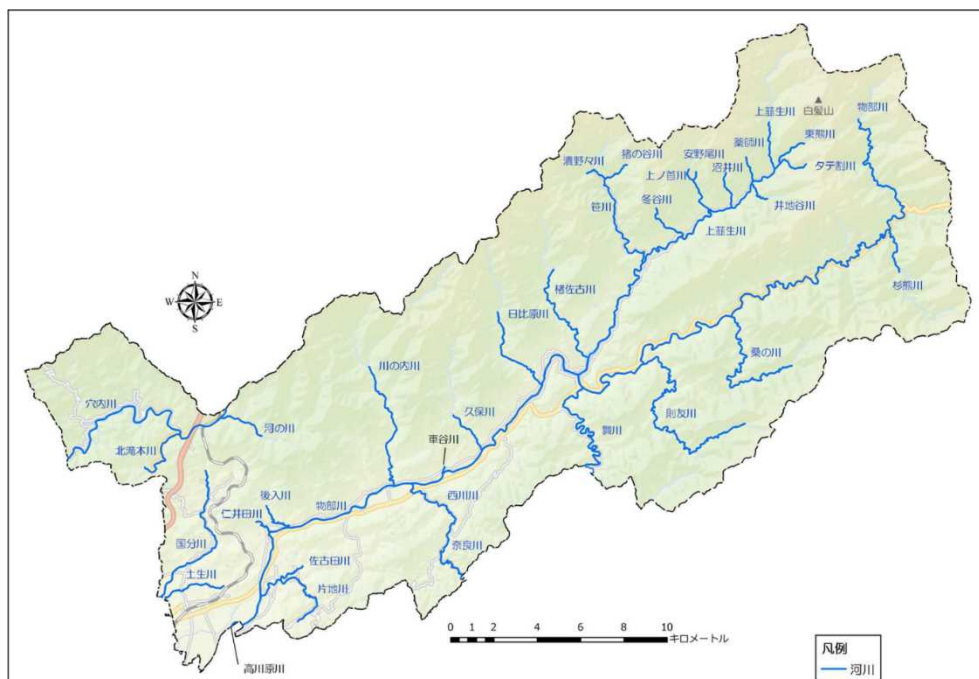


図 3 香美市河川現況図

出典：香美市都市計画マスタープラン資料編

2. 香美市の災害リスク

(1) 災害履歴

ア. 地震による災害

高知県では、過去に幾度も地震による被害を受けており、その度に多くの尊い人命や財産が失われている。本市は昭和南海地震に関する記録が残されている。

表 2 高知県の主な地震被害

地震による災害の概要	
慶長地震 1605 年（慶長 9 年） 2 月 3 日	（震源） 室戸岬沖および房総半島南東沖 （地震規模） マグニチュード 7.9 （死傷者） 土佐甲浦で 350 人余、佐喜浜で 50 人余、 室戸岬・行方岬で 400 人余の死者 （その他） 津波は犬吠埼から九州に至る太平洋に押し寄せた
宝永地震 1707 年（宝永 4 年） 10 月 28 日	（震源） 遠州灘、紀伊半島沖 （地震規模） マグニチュード 8.4 （死傷者） 死者 1,844 人、行方不明 926 人 （建物被害） 流失家屋 11,170 棟、潰家 4,866 棟、 破損家 1,742 棟、 （その他） 流・破損船 768 隻 津波の被害は土佐が最大 室戸、串本で 1～2m 隆起
安政南海地震 1854 年（安政元年） 12 月 24 日	（震源） 紀伊水道・四国南方沖 （地震規模） マグニチュード 8.4 （死傷者） 死者 372 人、負傷者 180 人 （建物被害） 潰家 3,082 棟、流失 3,202 棟、焼失 2,481 棟、 半潰 9,274 棟 （その他） 地殻変動が広範囲に発生
昭和南海地震 1946 年（昭和 21 年） 12 月 21 日	（震源） 和歌山県潮岬の沖合 約 50 キロメートルの海底 （地震規模） マグニチュード 8.0 （死傷者） 死者・行方不明 679 人、負傷者 1,836 人 （建物被害） 全壊・流失 4,846 棟 （その他） 高知県沿岸に 4m～6m の津波が発生

出典：四国災害アーカイブス HP、香美市地域防災計画 付帯資料

表 3 香美市の主な地震被害

地 震	香美市の被害概要
昭和南海地震 1946 年（昭和 21 年） 12 月 21 日	・物部川上流の旧物部村槇山で崖の崩壊が至る所で生じ、家屋、田畑が埋没した。 ・地震による山崩れ、崖崩れのため、県道山田大栃線 6 箇所で行き止まりになった。 ・土佐山田町でも道路に亀裂、家屋に損壊が各地で起こり、泉や井戸水の水涸れ等の減少がしばらく続いた。

出典：四国災害アーカイブス HP

イ. 水害、土砂災害による災害

物部川流域は、日本でも有数の多雨地帯で前線、台風時の降水量は特に多く、過去にも昭和 45 年台風 10 号、昭和 47 年梅雨前線豪雨等、基準点（深淵）において $4,000\text{m}^3/\text{s}$ を超える洪水が発生している。



写真 1 追廻山の山腹崩壊（繁藤災害）

出典：広報香美平成 24 年 7 月号



写真 2 土砂崩れが発生した林道亀ヶ峠線（平成 26 年 8 月豪雨）

出典：広報香美 2014 年 10 月号

表 4 香美市における主な風水害

風水害・土砂災害の概要及び被害内容	
昭和 23 年 集中豪雨 (1948 年 7 月 5 日)	建物被害：人家 3 軒流失（神母ノ木）、神母ノ木駐在所全壊 床上・下浸水 309 戸（山田町） その他：国鉄バス不通（1 ヶ月間）
昭和 45 年 台風 10 号 (1970 年 8 月 21 日)	人的被害：死者 2 人（土佐山田町、香北町で各 1 人）
昭和 47 年 集中豪雨 (繁藤災害) (1972 年 7 月 5 日) 【総雨量 741mm】	人的被害：死者 61 人（山腹崩壊 60 人、新改川の氾濫 1 人） 建物被害：家屋浸水 663 戸（山田地区）、 土砂災害：追廻山で山腹崩壊 その他：新改川の氾濫、香我美橋の陥没、山田堰 62m 流失 道路決壊 510 ヲ所 救助作業をしていた消防団員らが二次災害
昭和 51 年 台風 17 号 (1976 年 9 月 8 日～13 日)	建物被害：土佐山田町地区で床下浸水 91 戸
平成 10 年 集中豪雨 (98 豪雨) (1998 年 9 月 24 日、25 日) 【総雨量 1,007mm】	人的被害：死者 1 人 建物被害：家屋全壊 4 戸、床上浸水 55 戸、床下浸水 175 戸 鉄道被害：JR 土讃線の線路築堤の崩壊等が JR 土佐山田駅から JR 繁藤駅間で 13 箇所 道路被害：国道、県道、町道等道路網が寸断 その他：市街地の浸水、河川の氾濫・決壊、がけ崩れ等が多発
平成 26 年 集中豪雨 (2014 年 8 月 2 日～9 日)	人的被害：なし 建物被害：床上浸水 2 戸、床下浸水 13 戸、その他 16 件 土砂災害：地すべり 1 箇所 県道被害：崩落 4 件、道路冠水 1 件 市道被害：崩落（山止決壊）35 件、路側決壊 70 件、倒木 2 件 路面損傷 28 件、道路冠水 3 件 林道被害：山止決壊 4 件、路側決壊 12 件 河川被害：護岸崩壊 84 件 農業関係：農地 44 件、農道 31 件、水路 12 件 ビニールハウス 93 件（被害面積 15.56ha） 停電：物部町頓定・舞川・仙頭 128 戸
平成 30 年 集中豪雨 (2018 年 7 月 5 日～9 日)	土砂災害：物部町岡ノ内～別府、国道 195 号線須賀井トンネル 西側で地すべり、同線岡ノ内以東で山腹崩壊 その他：別府地区が孤立、自衛隊に災害救助要請

出典：四国災害アーカイブス HP、広報香美、香美市地域防災計画 付帯資料

ウ. 火災や事故災害による災害

平成5年に物部町別役で発生した森林火災は、住居被害や人的被害はなかったが、森林火災としては県内過去最大規模の災害となっている。本市は総面積の約9割が森林であることから、車両の進入が困難な場所で火災が発生した場合の被害は甚大なものになり得る。

市街地では、昭和43年や昭和50年に火災で人的被害が出ている。



写真 3 森林火災

表 5 香美市における主な火災

火災や事故災害の概要	
昭和28年 火災 (1953年1月16日)	場所：鏡籬糸農協 被害：工場・女工寄宿舍・機械全焼
昭和32年 火災 (1957年)	名称：天坪駅前大火 被害：7戸全半焼
昭和43年 火災 (1968年2月11日)	場所：旭町4丁目自動車工場 被害：5世帯29人被災
昭和43年 火災 (1968年3月2日)	場所：西本町5丁目 被害：森本製材、2世帯被災
昭和43年 火災 (1968年4月2日)	名称：大法寺山火災 被害：30ha 焼失
昭和50年 火災 (1975年10月13日)	場所：西本町3丁目竹工場 被害：全焼15戸、18世帯44人被災
平成5年 火災 (1993年4月18日～23日)	名称：物部町別役森林火災 被害：515ha 焼失
平成13年 火災 (2001年4月15日～16日)	名称：土佐山田町西又森林火災 被害：17ha 焼失
平成23年 火災 (2011年4月4日～6日)	名称：土佐山田町船谷林野火災 被害：43ha 焼失

出典：四国災害アーカイブスHP、香美市地域防災計画 付帯資料

(2) 被災想定

ア. 地震・津波の被害想定

本市の地震・津波の想定は、平成24年12月に高知県が公表した「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」による。

➤ 最大クラスの地震・津波による被害想定（L2）

最大クラスの地震による震度分布図を図4に示す。土佐山田地区・香北地区では震度6強、物部地区では震度6弱の揺れが想定されている。なお、津波による被害は想定されていない。

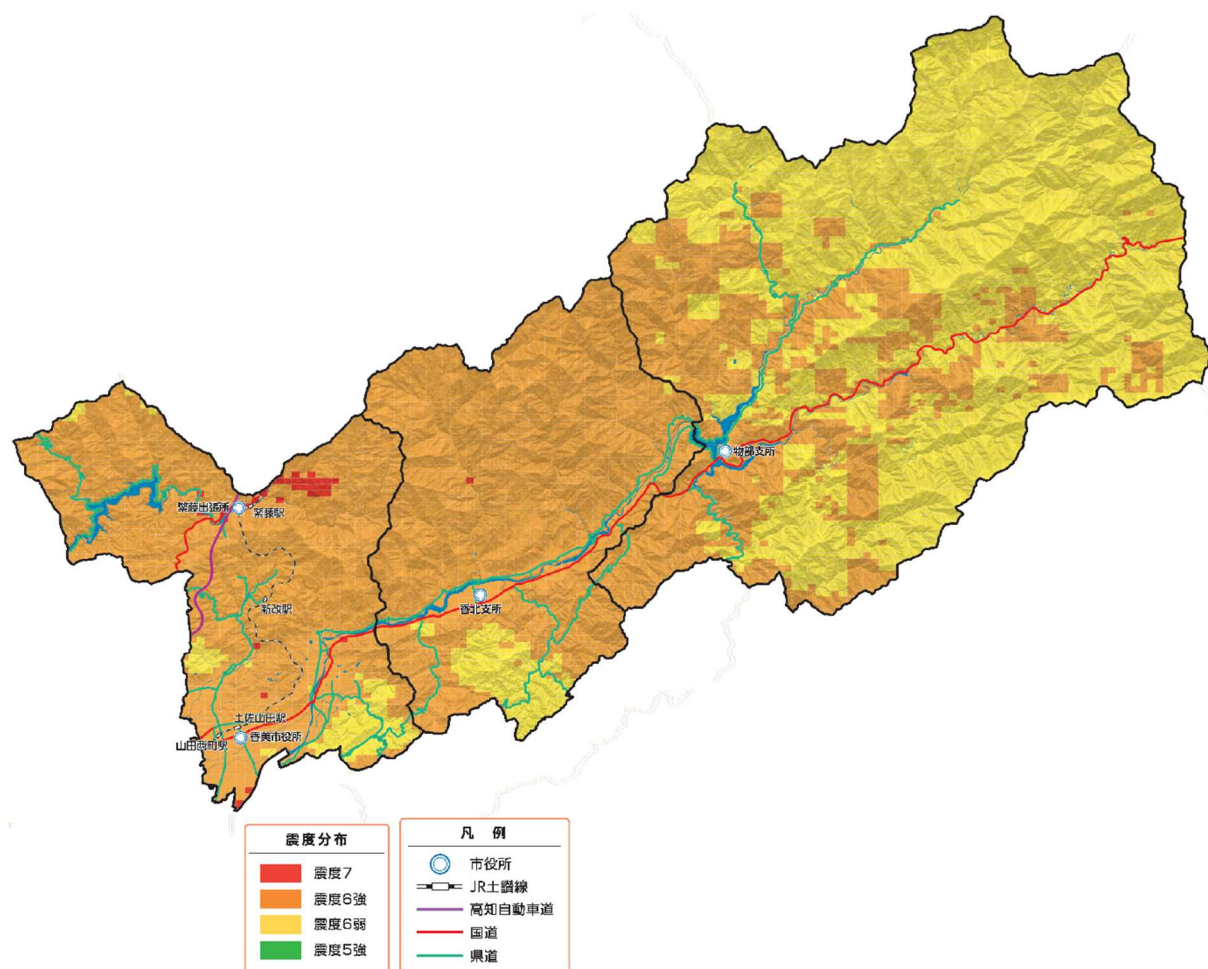


図 4 香美市震度分布図

出典：「香美市総合防災マップ」を元に作成した

県が試算した市域の被害想定数値（死者数最大ケース）は、以下のとおりである。

表 6 香美市の最大被害想定（死者数最大ケース）（L2）

想定項目		最大クラス	
条件		現状	対策後
建物棟数		22,151	
建物被害	液状化（棟）	*	—
	揺れ（棟）	4,600	300
	津波（棟）	—	—
	急傾斜地崩壊（棟）	30	—
	地震火災（棟）	630	—
	合計（棟）	5,200	—
人口（H17 国勢調査）		29,765	
人的被害 （死者数）	建物倒壊（人）	290	20
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	10	—
	津波（人）	—	—
	急傾斜地崩壊（人）	10	—
	火災（人）	30	—
	ブロック塀（人）	*	—
	合計（人）	330	20～
人的被害 （負傷者数）	建物倒壊（人）	2,000	270
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	160	—
	津波（人）	—	—
	急傾斜地崩壊（人）	10	—
	火災（人）	10	—
	ブロック塀（人）	*	—
	合計（人）	2,000	270～
（負傷者のうち重傷者数） 人的被害	建物倒壊（人）	1,100	150
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	30	—
	津波（人）	—	—
	急傾斜地崩壊（人）	*	—
	火災（人）	*	—
	ブロック塀（人）	*	—
	合計（人）	1,100	150～
避難者数 1日後の	指定避難所（人）	4,800	730
	指定避難所外（人）	3,200	490
	合計（人）	8,000	1,200

※「—：未算出」「*：若干名」 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※想定条件：冬の深夜に発生。避難速度は1分あたり35m。

浸水域外への最短直線距離の1.5倍の距離を避難。

出典：「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定（平成25年5月）」高知県

● 地震火災

本市は、平成27年6月に高知県が公表した「高知県地震火災対策指針」により、土佐山田地区が南海トラフ地震発生時に想定される地震火災対策を重点的に推進する地区（以下、重点推進地区）に定められている。

重点推進地区は、出火しやすい環境であることに加え、木造住宅が密集しており延焼しやすく、道路幅が狭い・有効な消防利水がない等で消火が困難な環境にある。また、建物の倒壊等による道路の閉塞等により避難が困難な環境にあるといった特性を有する。

高知県が公表した南海トラフ地震における本市の被害想定では、多くの建物倒壊や人的被害が想定されているため、出火防止対策、延焼防止対策、避難対策を個人、地域、行政が一体となって取り組んでいく必要がある。



図 5 重点推進地区（土佐山田地区）

出典：香美市地震火災対策計画

イ. 風水害

本市は、南風に乗ってくる雨雲による集中豪雨が起こりやすい地形である。平野部では、河川並びに用排水路の氾濫、堤防の決壊による浸水、及び都市部の雨水を処理できない内水氾濫の被害が予想される。

北部・南部の山間部は、傾斜地に存在する集落が多いため、河川の氾濫による家屋への直接的な影響は少ないと考えられる。しかし、地震・集中豪雨による土砂崩れや土石流等の災害、急傾斜地の民家への崖崩れや地すべりの発生、道路の崩壊等の可能性が非常に高く、空路での緊急輸送に頼らざるを得ない状況になることが想定される。

また、経年数の多い木造住宅も多く存在しており、特に山間部の急傾斜地にも同様の住宅に単身又は単一の世帯のみの高齢者が居住している割合が高いため、財産的被害や人的被害が比較的多くなる可能性のほか、発災時の被災状況確認、復旧等の対応が困難となることが予想される。

➤ 香美市総合防災マップ

平成27年に「水防法」の一部が改正され、洪水予報河川及び水位周知河川では、新たに想定最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域の指定などが義務づけられた。物部川や国分川においても、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した浸水想定区域図（作成主体：物部川は国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所、国分川は高知県）が公表されている。

香美市総合防災マップは、防災意識の向上、防災対策の充実を図るとともに、災害時の減災対策に繋げることを目的として平成30年3月に作成されている。

《浸水条件》

物部川が想定最大規模降雨（物部川流域 12 時間総雨量 681mm）による増水で、堤防が決壊した場合の浸水予測

《マップ表示情報》

- ・ 浸水想定（浸水深：0.5m 未満、2.0m 未満、5.0m 未満、5.0m 以上）
- ・ 指定避難所、指定緊急避難場所、指定避難所兼緊急避難場所、福祉避難所
- ・ 市役所、消防署・消防団屯所、警察署、水防団倉庫
- ・ 高知県防災機関、その他関係防災機関
- ・ 幼稚園、保育園、物部川浸水想定区域内要配慮者施設
- ・ ヘリポート、JR土讃線、高知自動車道、国道・県道、アンダーパス
- ・ 内水氾濫実績、1998年国分川浸水実績
- ・ 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流

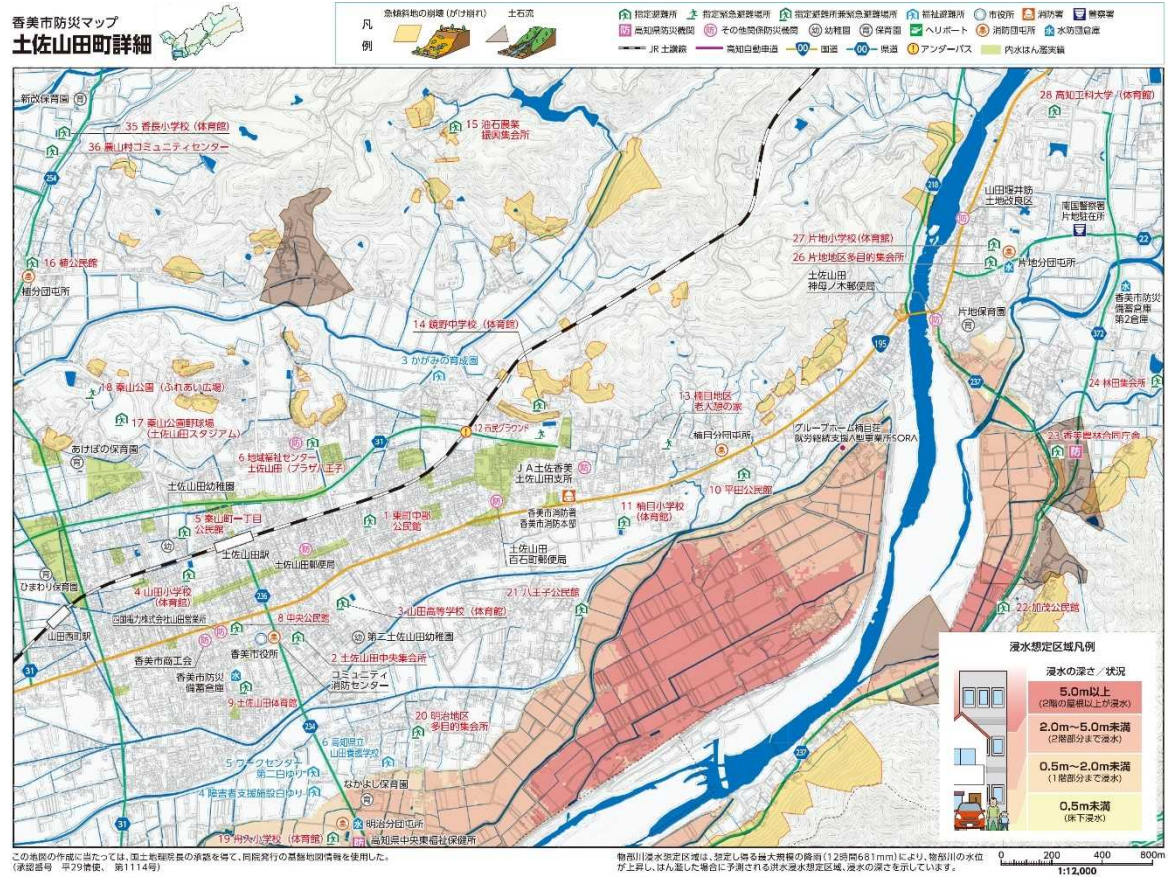
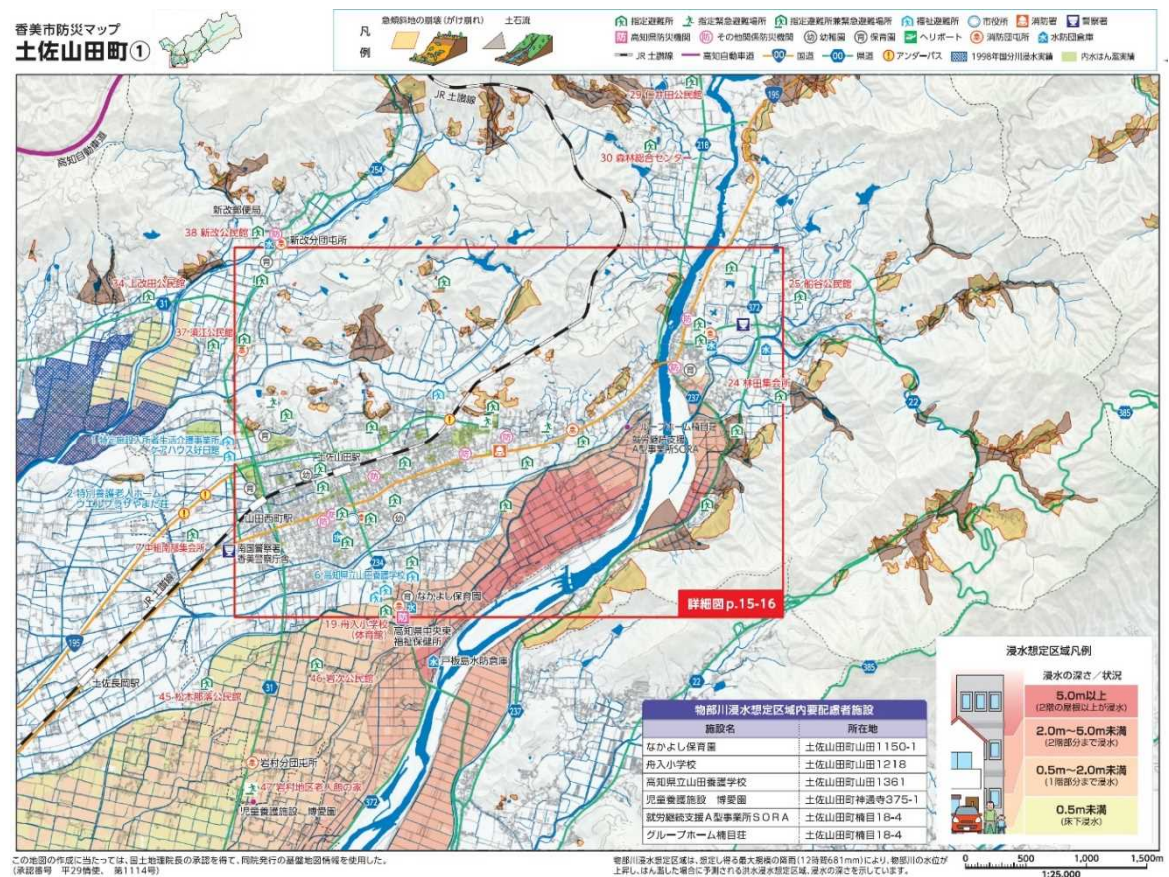


図 6 土砂災害警戒区域・浸水想定図(香美市総合防災マップ)

3. これまでの主な取組

(1) 災害伝承

本市では毎年、昭和 47 年 7 月集中豪雨によって発生した繁藤災害の慰霊祭を行っている。災害の経験や得られた教訓を後世に伝承し、地域の防災力向上に取り組んでいる。



写真 4 繁藤災害の慰霊祭

(2) 林道の落石・法面对策

山間部では、救急・緊急車両の通行が困難な区間の改良や、発災時に孤立が懸念される集落への対応を含め、林道整備計画等を中心に災害に強い道路整備を進めている。

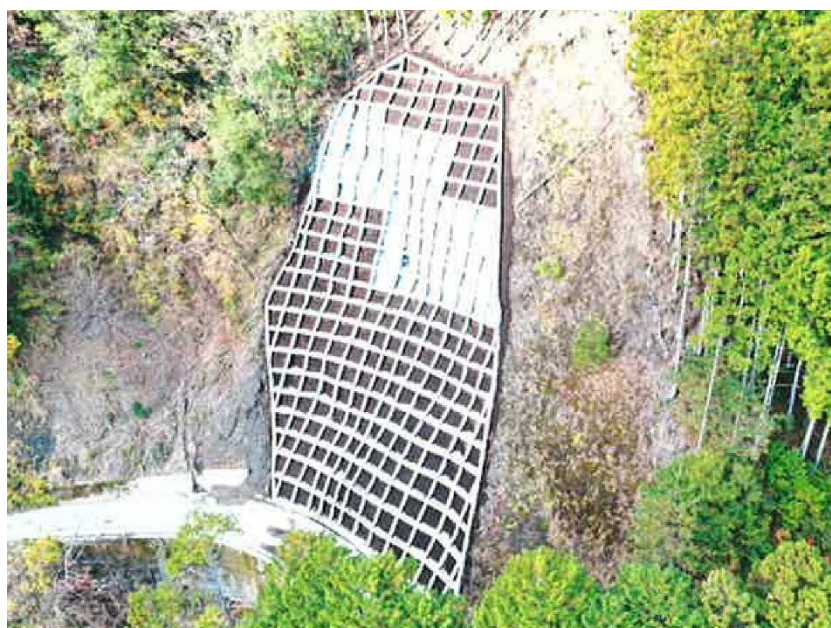


写真 5 林道の落石・法面对策

(3) 防災学習

市職員や自主防災組織主催による地震や風水害等の災害から命を守るための備え方を学ぶ講習会、助かった命をつなぐための避難所運営訓練といった防災学習も継続して実施している。



写真 6 津波発生についての防災学習



写真 7 避難所運営訓練（HUG 訓練）

第3章 脆弱性評価

1. 評価の枠組み及び手順

(1) 対象とする災害

本市の概況と災害リスクを踏まえ、本計画において対象とする大規模自然災害を以下のように設定する。

対象とする災害	南海トラフ地震
	台風、集中豪雨等による風水害（水害、土砂災害等を含む）
	大規模火災及び事故災害

(2) 事前に備えるべき目標

想定する大規模自然災害に対して、国土強靱化基本計画における目標との調和を図り、以下の8項目の「事前に備えるべき目標」を設定した。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

（３）起きてはならない最悪の事態

基本目標や、事前に備えるべき目標の実現の妨げになる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」として、国土強靱化基本計画や高知県強靱化計画を参考に、本市の災害特性等を踏まえて、８つの事前に備えるべき目標に対し以下のリスクシナリオを設定する。

表 7 「25 の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
【目標１】 直接死を最大限防ぐ	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
	1-2	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者が発生する事態
	1-3	風水害による多数の死者・行方不明者が発生する事態
【目標２】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態
	2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態
	2-5	被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
【目標３】 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災により機能が大幅に低下する事態
【目標４】 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
【目標5】 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態
	5-2	基幹的交通ネットワーク（高速道路、幹線道路等）の機能が停止する事態
	5-3	食料等の安定供給が停滞する事態
【目標6】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態
	6-2	上水道の供給が長期間にわたり停止する事態
	6-3	污水处理施設等が長期間にわたり機能停止する事態
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
【目標7】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震火災、森林火災による市街地、森林の延焼が拡大する事態
	7-2	ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出する事態
【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態
	8-2	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態
	8-4	文化財等が損失する事態

(4) 施策分野

起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な施策を分類するため、個別施策分野 6 項目と横断的分野 6 項目を設定する。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能	① リスクコミュニケーション
② 地域防災	② 人材育成
③ インフラ・住環境	③ 官民連携
④ 保健医療・福祉	④ 老朽化対策
⑤ 産業・エネルギー	⑤ 国・県との連携
⑥ 情報通信	⑥ 沿岸市町村との連携

(5) 評価手順

収集した施策等の情報を基に、脆弱性の評価を以下の手順で実施した。

- ① 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を縦軸に、個別施策分野を横軸に配置した表（マトリクス）を作成し、既存施策を整理
- ② マトリクス表を用いて、起きてはならない最悪の事態を横断的に整理し、現状の脆弱性を分析・評価

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野					脆弱性の評価
	①行政機能	②住民	③	...	⑥	
1-1) 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態	○..... ○..... :	○.....				○..... ○..... ○.....
1-2) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者が発生する事態		○..... ○..... :				○..... ○.....
...	○.....	○.....				...
8-4) 文化財等が損失する事態						○.....

図 7 マトリクスを用いた脆弱性評価

2. 脆弱性評価結果

【目標1】直接死を最大限防ぐ

1-1) 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

「耐震性の低い住宅や建築物が倒壊する」

- 住宅・建築物の耐震化の促進のため、まず、所有者等が自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠であり、所有者等の取り組みをできる限り支援するための環境の整備や、負担軽減のための制度が必要である。
- 庁舎や市有建築物が倒壊し、行政機能の喪失を防ぐことや、職員等の命を守るために耐震化を推進する必要がある。
- 建築後30年以上が経過している市営住宅もあり、総合的かつ計画的に維持管理・修繕等を実施する必要がある。
- 子供や職員を建物倒壊から守るため、学校等の施設の耐震化を着実に推進する必要がある。また、学校施設等の老朽化が激しく、改築を検討する必要がある。
- 社会福祉施設（隣保館等も含む）や医療機関等が倒壊し、災害発生時に重要な機能が喪失することを防ぐため、耐震性を把握し、耐震化を促進する必要がある。
- 観光施設、宿泊施設、文化財建造物、商業施設等は観光客等の命を守るために耐震化をする必要がある。

「家具類の転倒や非構造部材の落下等が発生する」

- 窓ガラスや天井といった建物の二次部材の落下や家具転倒等による人身事故、エレベーター内の閉じ込め等の事故を防止するためには、建物本体の耐震化のみならず、これらの二次部材等の耐震化を図る必要がある。
- 緊急時の避難場所に指定されている施設や避難行動要支援者が利用する施設など、緊急性、重要度、損傷の程度等を総合的に判断し、優先順位を付けて安全対策を実施していく必要がある。
- 災害により落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物について、設置者に対して改善措置を講じるよう指導していく必要がある。

「ブロック塀等の倒壊により道路が閉塞する」

- ブロック塀は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人身事故が発生する可能性が高いことから、喫緊の対策を講じる必要がある。

「地域防災力が低いため避難できない」

- 市民向けの啓発のため、庁舎ホールや図書館に展示や閲覧・公開用の災害の調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・整理を実施する必要がある。
- 防災知識の普及のため広報への定期的な掲載が必要である。
- 児童生徒が災害に関する知識を身に付け、状況に応じて適切な行動がとれるよう防災学習活動が必要である。また、学校を核とした地域全体の防災意識の向上を図る必要がある。
- 指定緊急避難所、指定緊急避難場所等をハザードマップ・市ホームページで広報・周知しているが、認識率が低い。
- 避難施設表示板等の設置を目指す必要がある。避難誘導標識は、指定避難所が、津波浸水地域外であるため補助が受けられず、ほぼ未整備の状態である。
- 自主防災組織の実効性を高めるため、地域状況に応じた会議を充実させる必要がある。
- 委託及び指定管理による少人数で管理されている市有施設は、災害への対応が不十分となる可能性があり、日頃からの訓練が必要である。

「避難行動要支援者が避難できない」

- 県補助金活用等により地域（自主防災組織、民生委員、ケアマネージャー等専門職員）の協力による個別計画策定が必要である。
- 避難行動要支援者名簿掲載に対する同意に対して、不同意者や、未回答者に対する制度の趣旨理解や啓発により同意してもらうように努める必要がある。
- 個別計画に基づき行政・地域との共同訓練を実施する必要がある。
- システムによる避難行動要支援者検索時に必要となる住所地の座標が設定されていない対象者がいるため、解消していく必要がある。

【目標１】直接死を最大限防ぐ

1-2）大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者が発生する事態

「住宅等が崩壊土砂に飲み込まれる」

- 土砂災害による住家や道路等への災害を防止するために、がけ崩れ対策等を行う必要がある。
- 農地の保全及び農村地域の住民の暮らしの安全を確保するためには、農村災害対策及び地すべり対策等が必要である。
- 所有者の森林への関心が薄くなったことで、森林の管理面が低下傾向にあり、森林を管理するために、森林組合をはじめ国、県の支援により人材育成も進められているが、広大な林野を管理し生産を進めるためには、更なる取組が必要である。
- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の危険住宅について、各種制度の活用による移転促進が必要である。
- 中山間地域を中心に有害鳥獣被害が発生し、特に高標高域におけるシカによる被害は深刻な状況にある。シカの食害を受けることにより森林が荒廃し、土砂災害の要因となることが懸念される。

「地域防災力が低いため避難できない」

- 災害時の効果的な応急対策を実施するには、市及び関係機関の防災組織及び防災体制を整備する必要がある。
- 土砂災害危険箇所について、関係機関と連携したパトロール及び点検を実施できる体制の構築が必要である。
- 土砂災害警戒区域指定後に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等の改定が必要である。
- 市民向けの啓発のため、庁舎ホールや図書館に展示や閲覧・公開用の災害の調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・整理を実施する必要がある。
- 土砂災害警戒区域指定後にはハザードマップの更新と周知が必要である。
- 指定緊急避難所、指定緊急避難場所等をハザードマップ・市ホームページで広報・周知しているが、認識率が低い。
- 土砂災害警戒区域等の周知のための標識については該当箇所の未設置箇所が多数ある。
- 防災知識の普及のため広報への定期的な掲載が必要である。また、地域の関係機関、自主防災組織等との情報交換や協議を行うなど家庭・地域と連携した取り組みが重要であり、地域防災と協力・連携した避難訓練計画の策定及び訓練の実施を進めていく必要がある。
- 災害時の円滑な対応のため、地域防災計画の組織に基づいた組織による事前協議や訓練の実施が必要である。市単独総合訓練は他の行事と重ならない時期での開催が必要である。自主防災組織での訓練は継続した支援の実施が必要である。
- 自主防災組織の実効性を高めるため、地域状況に応じた会議を充実させる必要がある。土砂災害警戒区域を有する全ての自主防災組織で、訓練等を通じて周知していく必要がある。

○高知県総合防災システムを活用（経由）し、データ放送で情報発信する体制を整備しているが、構築されている連絡体制の実効性を高めるための訓練等の実施が必要である。

「避難行動要支援者が避難できない」

○避難行動要支援者の避難が確実にできるよう、避難行動要支援者の実態に合わせ、県補助金活用等により地域（自主防災組織、民生委員、ケアマネージャー等専門職員）の協力による個別計画を策定する必要がある。

○避難行動要支援者名簿掲載に対する同意に対して、不同意者や、未回答者に対する制度の趣旨理解や啓発により同意してもらうように努める必要がある。

○システムによる避難行動要支援者検索時に必要となる住所地の座標が設定されていない対象者がいるため、解消していく必要がある。

○個別計画に基づき行政・地域との共同訓練を実施する必要がある。

【目標１】直接死を最大限防ぐ

1-3）風水害による多数の死者・行方不明者が発生する事態

「水門、堤防等のインフラが機能しない」

○既成市街地には排水施設が未整備な箇所が多く残り、降雨時には周辺より低い土地が浸水するなどの被害が発生している。

「地域防災力が低いため避難できない」

○災害時の効果的な応急対策を実施するには、市及び関係機関の防災組織及び防災体制を整備する必要がある。

○大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水防演習を実施するなど、地域の防災力の向上を推進する必要がある。

○近年の大規模水害を踏まえ、市民等に対し、迅速かつ的確に水防情報（洪水時の水位情報など）を提供する体制の整備を推進する必要がある。

○自主防災組織結成率は97.8%であり、今後100%を目指していく必要がある。自主防災組織の実効性を高めるため、地域状況に応じた会議を充実させる必要がある。一部の組織で訓練の実施が止まっており、全組織での取り組みが必要である。

○市民向けの啓発のため、庁舎ホールや図書館に展示や閲覧・公開用の災害の調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・整理を実施する必要がある。

○指定緊急避難所、指定緊急避難場所等をハザードマップ・市ホームページで広報・周知しているが、認識率が低い。

○洪水時の避難対策として、早めの避難行動を促すため、市の情報発信機能を活用する。

○竜巻注意情報発令時は、テレビ・ラジオでの情報提供のみ。竜巻等の突風による被害及び避難行動について、住民に啓発する必要がある。

○標高板を設置している箇所はあるが、避難施設表示板等の設置が必要である。避難誘導標識は、指定避難所が、津波浸水地域でないため補助が受けられず、ほぼ未整備の状態である。

○高知県総合防災システムを活用（経由）し、データ放送で情報発信する体制を整備しているが、構築されている連絡体制の実効性を高めるための訓練等の実施が求められる。

「避難行動要支援者が避難できない」

○避難行動要支援者の避難が確実にできるよう、避難行動要支援者の実態に合わせ、県補助金活用等により地域（自主防災組織、民生委員、ケアマネージャー等専門職員）の協力による個別計画を策定する必要がある。

- 避難行動要支援者名簿掲載に対する同意に対して、不同意者や、未回答者に対する制度の趣旨理解や啓発により同意してもらうように努める必要がある。
- 個別計画に基づき行政・地域との共同訓練を実施する必要がある。
- システムによる避難行動要支援者検索時に必要となる住所地の座標が設定されていない対象者がいるため、解消していく必要がある。
- 災害情報入手困難者を減らすため、情報発信の多様化と要配慮者をフォローする自主防災組織の協力体制を構築する必要がある。
- 浸水想定区域内の要配慮者施設等への対応として、避難手段が無い施設の支援方法について検討する必要がある。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態

「備蓄等の事前対策が不十分のため、食料や飲料水等が枯渇する」

- 可能な箇所は上水道管路のループ化を行っており、今後は被災状況を把握する体制・システム整備を構築し、早期に上水道のBCPを策定する必要がある。
- 応急給水・応急復旧のための資機材が不足しているため、整備する必要がある。
- 災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備する必要がある。
- 災害時の生活用水の水源を確保するため、ため池や井戸水、河川水等の活用による対策が必要である。
- 避難所における備蓄物資の保管場所確保のため、各施設の整備が必要である。
- 食料、飲料水、燃料等の物資を確保するため、市内外事業者との連携体制の強化が必要である。
- 家庭や事業所での備蓄を推進するため、啓発を強化する必要がある。

「支援物資が届かない」

- 緊急輸送道路の通行を確保するため、沿道にある建築物を耐震化する必要がある。
- 公用車での配送が困難な事態に備え、配送業者との協定が必要である。
- 大規模災害時の燃料不足に備えて、車両への燃料備蓄を官民協働で行う必要がある。
- 「高知県道路啓開計画」に基づき、高知県中央東土木事務所と連携した道路啓開体制の整備が必要である。
- 物資輸送拠点について、予定地の選定など建設に向けて計画を検討する必要がある。
- 応急期機能配置計画において不足する機能について、隣接する市町村や高知県と協議・調整する必要がある。
- 受援計画に関しては、受援物資集積面積や集積所における設備の不足等を解決する必要がある。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態

「孤立状態が続き生活ができなくなる」

- 道路が被災することを想定した予防対策、応急対策が必要である。
- 災害時における円滑な交通の確保、集落の孤立の回避のため、道路の狭あい区間等の改良や循環路線の整備を行う必要がある。
- 定期点検結果に基づき策定した橋梁長寿命化修繕計画により、計画的な橋梁の修繕等維持管理を行う必要がある。
- 香美市が管理する2か所のトンネルは老朽化が顕著であり、計画的な維持管理が必要である。

- 道路ストック総点検により対策が必要と判断された道路ストック（舗装、法面、トンネル、附属物等）について、緊急性、重要度、損傷の程度等を総合的に判断し、修繕等維持管理を行う必要がある。
- 集落が孤立した場合に要救助者の救出、支援物資の搬入を行うためには、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保が必要である。
- 孤立をしても、避難施設が自立して避難所として機能するための物資、食料等の備蓄及び食料品等の定期的な更新が必要である。また、避難所が応急仮設住宅建設までの間、長期避難所となった場合の備蓄品の配備が必要である。
- MCA無線を整備したことにより通信手段の確保はしたものの、今後は道路啓開計画等を踏まえた孤立対策計画の策定が必要である。

「救助体制が確立できない」

- 関係機関等による救助・救急体制の整備として、各種協定等の締結状況を再度確認していく必要がある。
- 中山間地孤立集落との通信手段として、災害時優先電話を整備しており、通信設備障害により地区の状況が把握できない場合に備え、主に消防署・消防団でバックアップ体制を確立しているが、自主防災組織との連絡体制の強化が必要である。
- 中山間地孤立集落において消防機関等の到着までの間に自主防災組織が適切な応急措置が行える人材の育成が必要である。一部の自主防災組織で実施が止まっており、全組織での取り組みが必要である。
- 救急・救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等の救急隊員を養成する。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3) 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態

「応急活動を担う機関が機能を喪失する」

- 警防計画を早期に策定する必要がある。
- 消防救急デジタル無線設備等を適正に運用するために、機器の更新等を定期的に行い維持管理していく必要がある。
- 災害対応型給油取扱所の整備について、未実施の給油取扱所に対しさらなる働きかけが必要である。
- 耐震性貯水槽等、消防水利の整備が必要である。

「応急活動を行う人員・資源が不足する」

- 自らが自然災害に備える意識を持ち、事前の取り組みを進めて防災人材の育成や自主防災組織などの活性化を推進する必要がある。
- 被雇用者（サラリーマン）消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出勤等について、事業者の理解・協力が得られるように努める。
- 消防団員の員数確保のため、消防団活動等を地域住民に広く周知する必要がある。
- 消防団と自主防災組織の合同・連携した訓練が必要である。
- 消防団員が火災及び災害現場で安全・確実・迅速に活動するために、消防団の施設・装備を充実する必要がある。
- 経年劣化に伴う消防施設・消防車両（救急車等含む）及び資機材の機能低下の防止や、最新機能を備えた資機材整備による円滑な活動を実現するために、更新計画に沿った施設・車両及び資機材の更新、整備が必要である。
- 地域防災の中核を担う消防団員が火災及び災害現場で安全・確実・迅速に活動するために、更新計画に沿った車両及び資機材の更新、整備が必要である。

「応急活動を効率的に展開できない」

- 既成市街地には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたところが多く、災害時の避難や消防活動困難地域の解消が必要である。

- 消防活動困難地域の解消のために、建築物の耐震化の促進や緊急車両通行のための最低限の道路幅員を確保する必要がある。
- 緊急輸送道路の通行を確保するため、沿道にある建築物を耐震化する必要がある。
- 孤立が想定される地域での要救助者の救出、支援物資の搬入を行うため、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備が必要である。
- 受援計画に関しては、受援物資集積面積や集積所における設備の不足等を解決する必要がある。
- 応急救護機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、必要な資機材整備が必要である。
- 機動力を効率的に活用できる体制を構築するために、市職員の図上・実地訓練を平時より行う必要がある。
- 災害救助法申請事務を迅速に処理するために、早期のマニュアル等の整備が必要である。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態

「医療を担う機関が機能を喪失する」

- 医療・社会福祉施設が機能を喪失することを防ぐためには、BCP 策定、建築物の耐震化や非常用電源など必要な資機材の整備の強化が必要である。
- 医療関係等の関係団体へ災害時の医療活動についての啓発を行うとともに、関係団体と連携した医療救護訓練が必要である。
- 後方搬送ができない状況を想定し、より負傷者に近い場所での医療救護活動を可能な限り強化し、外部からの支援チームの到着や搬送機能の回復まで地域に残存する医療資源で耐えうる体制が必要である。
- 災害時に広域災害救急医療情報システム（EMIS）を使用できるように、平常時から医療機関や市の医療救護班等医療救護活動の関係機関が入力訓練を継続することが必要である。

「医療活動を行う人員・資源が不足する」

- 大規模災害時に、被災者の救援活動等を効果的に実施するために、県、社会福祉協議会等関係機関と連携を図り、災害発生時の役割分担、協力体制等について定期的に連絡会等を開催する必要がある。
- 救護病院や医療救護所と医薬品等備蓄方法について検討し、現状把握と災害時の供給体制について共有することが必要である。また、災害時の医薬品の確保について市内薬局の状況を把握することが必要である。
- 医療救護活動に必要な水が確保できるように地下水の利用や貯水槽の新設が必要である。
- 緊急輸送体制については、県の計画に準じるが、災害時に使用可能な通信や情報伝達体制や輸送体制を整備していく必要がある。

「医療活動を効率的に展開できない」

- 香美市災害時医療救護計画は H18 年度の策定以降見直しができいていないため、現状に則した内容に改定することが必要である。エリアごとの行動計画についても地元の状況を確認し作成する必要がある。
- 災害時における医療従事者不足に備え、災害時市内在住の医療従事者を把握し、医療体制の整備が必要である。
- 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制を整備する必要がある。
- 消防や救護病院等関係機関や住民と連携した災害医療救護訓練を毎年継続して実施していく必要がある。
- 機動力を活かすため、市職員の図上・実地訓練が必要である。また、災害時に使用可能な通信や情報伝達体制や輸送体制を整備する必要がある。
- 県外からの医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、資機材整備が必要である。
- 緊急輸送道路の通行を確保するため、沿道にある建築物を耐震化する必要がある。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5) 被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態

「衛生環境が悪化する」

- 平常時から、災害時においてできるだけ保健・医療等に関する事業を早期に再開できるような支援体制を整える必要がある。
- 災害時における健康危機対策（食中毒、感染症）として、定期的な訓練が必要であり、アルコール類の消毒薬は備蓄や取り扱いには消防法による基準が設けられており、保管には手続き等が必要な場合がある。備蓄する災害時用の消毒薬には使用期限があり、ローテーションも含めた管理が必要となる。
- 災害時における災害廃棄物の処理、指定避難所を中心としたし尿発生に対応するための計画として、「香美市災害廃棄物処理計画」を策定しているが、具体的なマニュアルが必要である。
- 災害時の円滑な遺体対応のため、検視や火葬の体制の整備、安置場所や一時埋葬場所の選定を進める必要があり、広域火葬体制を整える必要がある。
- 遺体対応マニュアルの実効性を高めるために、訓練の実施や遺体安置運営に必要な物品を整備する必要がある。
- 火葬場やごみ焼却場などの衛生環境の保全のために必要な施設については、耐震化や非常用電源、燃料などの確保が必要である。
- 感染症にも対応できるよう、公衆衛生活動マニュアルを見直すとともに、情報伝達訓練を実施して災害保健活動が確実に実施できるような体制を整える必要がある。

「避難所の環境が劣悪になる」

- 災害時に避難所となる学校施設の更なる防災機能の強化（空調・照明、バリアフリー対策、給食施設整備等）が必要である。
- 避難所及び一時避難場所への備蓄品は、想定避難者数に対応できる数量の備蓄品を整備するとともに、防災学習や各種チラシの配付により、生活必需品の家庭備蓄を啓発する必要がある。
- 災害時に不足するトイレに対応するため、仮設トイレの備蓄及び、トイレの整備を行う必要がある。
- 被災者とペットが共に避難できる避難所の確保や同行するペットのマナー等について市民に周知を図る必要がある。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態

「避難生活が長期化する」

- 避難所生活の長期化を防ぐため、応急仮設住宅の供給、応急借上住宅制度の充実等、速やかな被災者支援や災害廃棄物の処理体制の整備が必要である。

「避難所が供与できない」

- 地域集会所の新設・改修・耐震化、民間施設の利用の検討が必要である。
- 避難所の速やかな開設や円滑な運営を行うため、地域が主体となって避難所を運営する体制の整備が必要である。
- 福祉避難所不足を解消するためには、福祉避難所の確保を進めつつ、一般の避難所における要配慮者対応体制の整備も必要である。
- 避難所が不足する場合に備え、広域避難体制の構築が必要である。

「避難所で感染症が集団発生する」

○避難生活における感染症の集団発生を防止するため、平時からワクチンについての啓発を行う必要がある。

○感染症予防対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを策定し、訓練等で実効性を高めていく必要がある。

「災害関連死が発生する」

○災害関連死を防ぐため、避難所生活における心のケア活動を担う人材育成や外部支援の受け入れ、相談が迅速にできる相談体制の整備が必要である。

○熱中症防止や要配慮者の体調管理のため、避難所となる各小中学校の教室の空調を整備する必要がある。

○被災した要配慮者の避難生活や治療の継続を支援するための仕組みが必要である。

○避難生活による活動量低下により引き起こされる健康状態の悪化や熱中症等に対して、避難者への啓発等対策が必要である。

○災害時公衆衛生活動マニュアルを見直し、災害時における栄養・食生活支援活動の備えについて検討するとともに、広報、リーフレットの配布等、一般家庭に啓発していく必要がある。

○香南香美老人ホーム組合によって運営している2施設（三宝荘、白寿荘）は要介護高齢者が多く入所している施設であり、福祉避難所となる施設である。既存発電機は老朽化が進んでいるため、災害時停電になった場合の安定した電力供給が課題である。

【目標3】必要不可欠な行政機能は確保する**3-1) 行政機関の職員・施設等の被災により機能が大幅に低下する事態****「施設が被災し行政機能を失う」**

○行政機能が喪失するリスクを軽減するためには、市有建築物の耐震化、建て替え、備品類の配置や固定等の安全対策などが必要である。

○応急活動時における車両や発電機の燃料を確保するため、燃料の備蓄や供給体制の整備が必要である。

○災害によるデータ喪失を防ぐため、定期的に住民情報のバックアップ及びクラウド化を図るとともに、災害時でも業務が継続できるよう、庁内の各業務システムや回線等の強化、多重化が必要である。

○災害発生時に燃料補給が困難な状況に陥り、公用車の使用ができなくなることを防ぐために、日頃からこまめに満タンにしておくことや、電気自動車及びPHEV車の導入を検討する必要がある。

○指定管理等の少人数での管理が行われている施設に関しては防災訓練の実施や情報伝達手段の構築が必要である。

○自主防災組織連絡協議会等を通じて、被災地における犯罪・防犯に関する知識の啓蒙・普及に努める。

「行政機能を担う体制が構築できない」

○大規模災害時の即応体制のさらなる確保のため、被災後の職員の動員体制の整備が必要である。

○災害発生時の一般重要業務の継続、再開についてまとめた市のBCPにもとづく訓練等の実施により、計画の内容を見直し、実効性を向上する必要がある。また、訓練等において明らかとなった課題は対策を進める必要がある。

○初動期において行政職員がより安全に各種災害に対応できるよう食料・飲料や装備の充実を図る必要がある。

○市外からの応援部隊や救援物資等の受け入れについては受援物資集積面積の確保と集積所における設備整備が必要である。

【目標4】必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態

「災害情報や避難指示が伝わらない」

- 電気通信設備等の応急体制として、訓練・研修へ継続して参加する必要がある。
- 迅速な現場対応のため、確実な情報伝達・フォローなど、内部での体制整備（訓練）が必要である。
- 災害時優先電話の整備が必要である。
- 通信機器の操作マニュアル作成や、通信訓練対象者の拡大等により、より実効性の高い通信体制を構築する必要がある。
- 災害発生時には無料 Wi-Fi「OOOOOJAPAN」への切り替えを可能とすることも視野に入れて整備するが、切り替えのタイミングの検討や操作方法の周知及び平常時での通信に関する一定の制限が必要である。また、順次 Wi-Fi 環境を整備し防災拠点等における公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境の整備を行うため公衆無線 LAN 環境整備支援事業等を活用した予算確保が必要である。
- 避難行動要支援者が早期に避難開始できるよう自主防災組織等による声掛け等、情報伝達手段の構築が必要である。
- 避難行動要支援者対象世帯に対し、防災行政無線を受信する戸別受信機の貸与や、難聴世帯には購入支援制度の導入、屋外子局の増設等を検討する必要がある。
- 手話奉仕員養成講座の基礎課程修了者を手話奉仕員として登録することで、ボランティアの確保に努める。
- 防災無線に関して、防災メール、防災ラジオ、電話による確認回線を整備しているが、外国語には対応していない。

【目標5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態

「事務所の被災により事業活動が維持できない」

- 早期に生産・流通活動を再開するためには、業界団体による事業継続体制が必要である。
- 観光施設、宿泊施設、文化財建造物、商業施設等の耐震化を進める必要がある。
- 従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、住宅及び事業所の建築物事業所の耐震化が必要である。建物の耐震化については、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減等を図り、対策を着実に推進する必要がある。

【目標5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-2) 基幹的交通ネットワーク（高速道路、幹線道路等）の機能が停止する事態

「基幹的交通ネットワーク（高速道路、幹線道路等）の機能が停止する」

- 「高知県道路啓開計画」に基づき、高知県中央東土木事務所と連携した道路啓開体制の整備が必要である。
- 県が定める緊急輸送道路とのアクセス等を考慮して、市域の緊急輸送道路を選定する必要がある。
- 大規模災害時においても物資輸送ルートを確実に確保するためには、陸・空の輸送基盤について地震、土砂災害対策が必要である。

【目標5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-3) 食料等の安定供給が停滞する事態

「生産基盤等が致命的な被災を受け、食料等を生産できない」

- 中山間地域では農業者の高齢化、過疎化による農業生産の減少、集落機能の低下が顕著であり、市域全体においても既存施設の老朽化による農業生産基盤の維持、保全が課題である。
- 農業用ハウスの倒壊等による産業の停滞を防ぐためにはハウスの強靱化が必要であることから、その必要性や支援制度の周知を図り、対策を着実に推進する必要がある。
- 鳥獣被害防止柵設置の必要性や支援制度の周知を図り、対策を着実に推進する必要がある。

【目標6】ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態

「電気、石油、ガスの供給機能が停止する」

- ライフライン（水道、電気、ガス、通信）の早期復旧のためには、事業者の活動拠点（復旧に必要な車両の駐車場や資機材の仮置き場）や燃料等の資源の確保が必要である。
- ライフライン（水道、電気、ガス、通信）の早期復旧のためには、重要施設までの速やかな道路啓開が重要であり、そのための実効性を高めていく必要がある。
- 防災拠点や避難所等へ、生活に必要なLPガスを速やかに供給できるようにしておく必要がある。
- 災害対応型給油所に未対応な給油所に対する事業推進や、新たな給油所に対する事業推進が必要である。

【目標6】ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2) 上水道の供給が長期間にわたり停止する事態

「上水道等が長期間にわたり供給停止する」

- 可能な箇所は上水道管路のループ化を行っており、今後は被災状況を把握する体制・システム整備を構築し、早期に上水道に関するBCPを策定する必要がある。
- 浄水・給水場の整備を計画的に行っていく必要がある。また、応急給水・応急復旧のための資機材が不足しているため、整備する必要がある。
- 上水道施設の基幹管路の耐震化率が10%と低いため、向上させる必要がある。
- 医療機関の水源を確保するため、地下水活用のための配管、貯水槽等の耐震化が必要である。また、地下水枯渇に備え貯水槽を新設する必要がある。

【目標6】ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3) 污水处理施設等が長期間にわたり機能停止する事態

「污水处理施設等が長期間にわたり機能停止する」

- 下水道BCP訓練計画に基づき、下水道施設の緊急点検・調査を実施しているが、応急復旧資機材が不足しているため、可搬式ポンプ等の整備が必要である。

○下水道 BCP の最大被害想定が、汚水管渠 17%、雨水管渠 18%となっており、耐震化が必要である。耐震対策未実施のマンホールポンプの耐震対策も必要である。

【目標 6】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

「地域交通ネットワークが分断する」

- 定期点検結果に基づき策定した橋梁長寿命化修繕計画により、計画的な橋梁の修繕等維持管理を行う必要がある。
- 香美市が管理する 2 か所のトンネルは、老朽化が顕著であり、計画的な維持管理が必要である。
- 道路ストック総点検により、対策が必要と判断された箇所については、緊急性、重要度、損傷の程度等を総合的に判断し、修繕等維持管理を行う必要がある。
- 市における防災拠点施設の選定は完了したが、防災拠点と避難所等を結ぶ市道に係る緊急輸送道路の検討、選定には至っていないため、検討が必要である。
- 交通運輸事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開できるようにするための対策が必要である。

【目標 7】 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 地震火災、森林火災による市街地、森林の延焼が拡大する事態

「地震火災、森林火災による市街地、森林の延焼が拡大する事態」

- 既成市街地には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたところが多く、災害時の避難や消防活動困難地域の解消に資する道路を整備していく必要がある。また、既成市街地の再整備は、建設課単独で事業を進めることが難しいため、他事業（上下水道等）との連携が必要である。
- 住宅・建築物の防火性能等の安全確保が必要である。
- 住宅用火災警報器の機器更新、市街地及び住宅密集地での感震ブレーカーの機器の普及を図る必要がある。
- 各家庭や事業者等に即した消火資機材の普及や防災行動力の向上を図る必要がある。
- 居住の使用がなされていない空き家等が増加しており、台風時の倒壊や地震時の火災により周囲の住民に被害を及ぼすおそれがあるため、空き家を減少させるための取り組みが必要である。
- 危険物貯蔵施設管理者に対し適切な維持管理の啓発とともに、少量危険物貯蔵所等に対しても、危険物が漏洩しない措置を講じるよう指導する必要がある。
- 防災（自然災害・火災）に関し林業関係事業者との協議がされてない。また、関係課での連携が必要である。
- 林野火災に対する消防力強化のための防衛資機材の整備及び備蓄を整備する必要がある。

【目標7】制御不能な二次災害を発生させない

7-2) ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

「ため池等の損壊、機能不全により二次災害が発生する」

- ため池決壊を防ぐため、県と連携し、耐震性診断、耐震化が必要である。
- 香美市ため池ハザードマップを活用し、地震・大雨時のため池決壊の危険性について市民に対して啓発する必要がある。

【目標7】制御不能な二次災害を発生させない

7-3) 有害物質の大規模拡散・流出する事態

「有害物資の大規模拡散、流出が発生する」

- 危険物を有する施設等に対しては消防本部による査察・指導を実施しているが、危険物等災害に対する資機材の整備、さらなる安全確保のための体制の整備が必要である。
- 大規模な事故に対する資機材の整備、訓練等の実施が必要である。
- 農業用燃料タンクの削減や耐震化が必要である。

【目標8】社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態

「土地利用方針や復興方針が決まらず復旧、復興が大幅に遅れる」

- 地震・洪水・土砂災害等の災害で土地の境界が不明確になることを防ぐためには、地籍調査の推進が必要である。
- 被災したとしても速やかに復興に取り組めるようにするため、震災復興計画の策定や都市復興のための事前準備、復興組織体制、復興の方針の事前検討が必要である。
- 災害発生後の早期復興へ向けて、応急仮設住宅設置や遺体安置所、災害廃棄物の仮置場などとして利用可能な、公共空地となる用地の適地を調査し、状況によっては事前確保を行う必要がある。
- 応急復旧工事を速やかに実施するため、事業の継続や資機材の確保、重機の確保ができるように建設業のBCP策定が必要である。

【目標8】社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物の処理の停滞により復旧、復興が大幅に遅れる」

- 災害廃棄物処理計画の改訂とマニュアルの作成が必要である。
- 災害発生時等の環境問題に対応するため研修会等へ参加し災害廃棄物の適切な対処方法の把握をする必要がある。
- 県の災害廃棄物処理計画改訂内容に合わせて、市においても計画の更新を行うとともに、災害廃棄物の仮置き場候補地の選定、情報の収集が必要である。

○災害時においても確実にゴミ処理を行うためには、焼却施設の耐震化や非常用電源の確保、燃料などの確保が必要である。

【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3) 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態

「生活環境が整わないことにより生活を再建することができない」

- 応急仮設住宅の設置や民間賃貸住宅の借上等、被災者の住まいを速やかに確保することや関係機関との協議検討が必要である。
- 被災者に対して速やかに応急仮設住宅を供給できるように、応急仮設住宅の建設用地の確保が必要である。
- 家屋被害状況調査及びり災証明発行事務の実施体制の検討を行うとともに、「被災者支援システム」の導入については、被災者、被災家屋、避難所関係、緊急物資等を管理する総合的な支援システムとしての検討が必要である。
- り災証明の発行をスムーズにするため、住家の被害認定調査を円滑に行えるよう住家被害認定士の育成が必要である。
- 被災者の生活状況や再建支援制度の相談及び支援を行える体制の整備が必要である。
- ボランティアスタッフ研修や開設訓練の機会等を利用して、ボランティア育成を推進していく必要がある。
- 市内にある社会福祉協議会設置箇所（3箇所）でのボランティア受入れ体制を整備しておくことは、迅速なボランティア活動に有効であり、県及び関係機関等と連携し、他市町村の実施事例情報収集等により、事業を推進していく必要がある。

【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4) 文化財等が損失する事態

「かけがえのない文化財や文化財建築物が災害により損壊する」

- 文化財や文化財建造物を災害から守り、次の時代に受け継いでいく必要がある。また、市民や観光客等の安全確保が必要である。
- 文化財所有者に対し、地震及び火災対策に対する助言及び対策への補助金交付が必要である。

第4章 強靱化の推進方針

1. 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに整理した脆弱性評価結果を踏まえ、最悪の事態を回避するための施策を推進方針として策定した。

【目標1】直接死を最大限防ぐ

1-1) 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

「耐震性の低い住宅や建築物が倒壊する」ことの回避

- 住宅・建築物の耐震化を所有者等が自らの問題、地域の問題として取り組めるよう、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、地域住宅計画に基づく事業及び住環境整備事業（以下、住環境整備事業等という。）を活用し住宅・建築物の耐震化を着実に推進する。
- （地域住宅計画に基づく事業）
 - 公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地化総合事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業等
- （住環境整備事業）
 - 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等推進事業等
- 行政機能を維持できるよう住環境整備事業等を活用し、市有建築物の耐震化を完了させるとともに、「香美市公共施設等総合管理計画」に基づき、総合的かつ計画的な維持管理・修繕等を実施する。
- 「香美市耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化に関する普及啓発・情報提供を強化するとともに、住環境整備事業等を活用し、耐震診断・耐震設計・耐震改修の助成事業の促進を図り、住宅の耐震性を向上させる。
- 地震発生後の二次災害を防止するため、建築物や宅地等が余震に対して安全であるのかを確認する危険度判定の体制づくりを推進する。
- 老朽化が進行している市営住宅について、公営住宅整備事業を活用した建替、公営住宅等ストック総合改善事業を活用した長寿命化等、総合的かつ計画的な維持管理・修繕等を実施する。
- 園児や児童生徒、教職員を地震の強い揺れから守るため、保育園や学校等の教育・保育施設の建て替えや耐震化、舎内の安全対策や住環境整備事業等を活用して耐震化を着実に推進する。
- 社会福祉施設（隣保館等も含む）、医療施設などの災害発生時に重要な役割を担う施設の機能喪失を防ぐため、これらの施設の耐震性を把握し、住環境整備事業等を活用して耐震化を促進する。
- 観光施設、宿泊施設、文化財建造物、商業施設等の耐震化について、所有者等に対する普及啓発、情報提供を実施し、住環境整備事業等を活用して、多数の者が利用する建築物の耐震化を促進する。

「家具類の転倒や非構造部材の落下等が発生する」ことの回避

- 窓ガラスや天井といった建物の二次部材の落下や家具転倒等による人身事故、エレベーター内の閉じ込め等の事故を防止するため、室内の安全対策に対する補助事業について広報を行い、周知・徹底を図るよう努め、室内の安全対策を推進する。
- 「香美市公共施設等総合管理計画」に基づき緊急性、重要度、損傷の程度等を総合的に判断し、優先度の高いものから計画的かつ効率的に市有建築物の室内の安全対策を推進する。

○毎年実施している中央東土木事務所による「屋外広告物適正化週間」に参加し、屋外広告物一斉除却、指導作業の継続的な実施を推進する。

「ブロック塀等の倒壊により道路が閉塞する」ことの回避

- 市有施設等のブロック塀等の倒壊により、児童や生徒、施設利用者、職員などが死傷することを防ぐため、住環境整備事業等を活用して対策を推進する。
- 自主防災組織等を通じ、ブロック塀並びに老朽住宅の除去や屋外広告の安全点検方法及び補助制度について周知を図り、住環境整備事業等の補助事業を活用し、住環境の安全性の向上を図る。
- 自主防災組織で予め決めている最寄りの指定避難所までの経路と、日常において多数の者が往来する道路や通学路を香美市避難道路図に定め、特にブロック塀の安全確保が必要とされる経路の情報提供の強化を図る。

「地域防災力が低いいため避難できない」ことの回避

- 市民向けの啓発のため、展示や閲覧・公開する資料として、災害の調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理を実施する。
- 市職員や消防署員を派遣して行う防災出前講座を持続的に実施する。また、防災講演会を定期的を開催する。
- 防災知識の普及のため、災害に関する情報等の広報への定期的な掲載の検討や防災学習活動を推進する。
- ハザードマップ及び市ホームページによる広報・周知のほか、自主防災組織での訓練等を通じて、指定緊急避難場所を周知し、実効性の高い防災体制の構築を推進する。
- 指定避難所、指定緊急避難場所等の周知のため避難施設表示板等の設置を推進する。また、避難誘導標識の設置に対する新たな補助制度、標識に変わる誘導方法や体制について検討する。
- 自主防災組織の活動が活性化するよう、新たな補助制度について検討する。
- 委託及び指定管理による少人数で管理されている施設は、災害時に対応できるよう訓練を実施する。

「避難行動要支援者が避難できない」ことの回避

- 避難行動要支援者に対する制度の趣旨理解や啓発を図り、名簿掲載に対する不同意者や未回答者を削減するよう努め、避難行動要支援者名簿を整備する。また、県補助金等を活用し、地域（自主防災組織、民生委員、ケアマネージャー等専門職員）の協力による個別計画策定を推進する。
- 避難行動要支援者の個別計画に基づき行政・地域との共同訓練実施を推進する。
- 避難行動要支援者検索時に必要となる避難行動要支援者情報（住所地の座標など）を整備し、システム等を活用した実効性の高い避難支援体制の構築に努める。

【目標1】直接死を最大限防ぐ

1-2）大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者が発生する事態

「住宅等が崩壊土砂に飲み込まれる」ことの回避

- 県営事業である急傾斜地・地すべり・砂防の各ハード対策事業について、区域内に要配慮者施設や避難所を含む箇所等は優先的に県へ要望を行い、対策を推進する。
- 山地災害や地すべりを防止するための治山事業を推進するとともに、森林が有する多面的機能を高めるため、林業・木材産業成長産業化促進対策や森林・山村多面的機能発揮対策交付金等の活用により、林道を含む森林整備事業による防災・減災対策を推進する。
- 農地の保全及び農村地域の住民の暮らしの安全を確保するため、地すべり対策等の農村地域の防災・減災対策を推進する。
- 土砂災害による人的被害を防ぐため、関係機関及び県と連絡調整を図り、各種制度の活用による土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や住環境整備事業等を活用した外壁の補強などを推進する。
- 山野の植生がシカの食害を受けることによって地表が露出し、土砂災害の要因となることを防ぐため、鳥

獣被害防止総合対策交付金等の活用により、鳥獣捕獲による個体数調整を図りながら、防護柵・防護ネット等の設置を推進し被害防止に努める。

「地域防災力が低いため避難できない」ことの回避

- 災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、市及び関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。
- 土砂災害危険箇所について、関係機関と連携したパトロール及び点検を実施できる体制を検討する。
- 土砂災害警戒区域等の指定後には「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等、土砂災害に関する計画及びマニュアルの改定を実施する。
- 市職員や消防署員を派遣して行う防災出前講座を持続的に実施する。また、防災講演会を定期的を開催する。
- 市民向けの啓発のため、展示や閲覧・公開する資料として、災害の調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理を実施する。
- 土砂災害警戒区域等の指定後には、速やかにハザードマップを更新し、地域住民に周知する。
- ハザードマップ及び市ホームページによる広報・周知のほか、自主防災組織での訓練等を通じ、指定緊急避難場所を周知し、実効性の高い防災体制の構築を推進する。
- 土砂災害警戒区域等の指定に伴い、警戒区域を示す標識の設置を進め、地域住民への周知を図る。
- 香美市防災士連絡会と地域との橋渡しになるよう、行政支援を継続する。
- 全ての自主防災組織で、啓発・訓練等を通じて防災力の向上を図る。
- 連絡体制の実効性を高めるため、高知県総合防災システムを活用（経由）し、データ放送で情報発信する訓練等を実施する。

「避難行動要支援者が避難できない」ことの回避

- 避難行動要支援者に対する制度の趣旨理解や啓発を図り、名簿掲載に対する不同意者や未回答者を削減するよう努め、避難行動要支援者名簿を整備する。また、県補助金等を活用し、地域（自主防災組織、民生委員、ケアマネジャー等専門職員）の協力による個別計画策定を推進する。
- 避難行動要支援者支援の個別計画に基づき行政・地域との共同訓練を実施する。
- 避難行動要支援者検索時に必要となる避難行動要支援者情報（住所地の座標など）を整備し、システム等を活用した実効性の高い避難支援体制の構築に努める。

【目標１】直接死を最大限防ぐ

１－３）風水害による多数の死者・行方不明者が発生する事態

「水門、堤防等のインフラが機能しない」ことの回避

- 幅員が狭小な道路の拡幅と合わせ排水施設を整備し質的向上を図る。また、雨水幹線は引き続き整備を促進し、既成市街地の浸水被害の解消に努める。
- 気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進する。

「地域防災力が低いため避難できない」ことの回避

- 災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、市及び関係機関の防災組織、防災体制を整備する。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水防演習を実施するなど、地域の防災力の向上を推進する。
- 近年の大規模水害を踏まえ、市民等に対し、迅速かつ確に水防情報（洪水時の水位情報など）を提供する体制の整備を推進する。
- 自主防災組織の活動が活性化するよう、新たな補助制度について検討する。
- 市職員や消防署員を派遣して行う防災出前講座を持続的に実施する。また、防災講演会を定期的を開催する。

- 防災に強い地域づくりを図るため、防災士など防災人材の育成や啓発等による防災活動の活性化を推進する。
- 市民向けの啓発のため、展示や閲覧・公開する資料として、災害の調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理を実施する。
- ハザードマップ及び市ホームページによる広報・周知のほか、自主防災組織での訓練等を通じ、指定緊急避難場所を周知し、実効性の高い防災体制の構築を推進する。
- 洪水時の避難対策として、早めの避難行動を促すため、市の情報発信機能の活用を検討する。
- 竜巻等の突風による災害リスク及び避難行動について、住民に啓発する。
- 指定避難所、指定緊急避難場所等の周知のため避難施設表示板等の設置を目指す。避難誘導標識の設置に対する新たな補助制度、標識に変わる誘導方法や体制について検討する。
- 高知県総合防災システムを活用（経由）し、データ放送で情報発信する訓練等を実施し、連絡体制の実効性を高める。

「避難行動要支援者が避難できない」ことの回避

- 避難行動要支援者に対する制度の趣旨理解や啓発を図り、名簿掲載に対する不同意者や未回答者を削減するよう努め、避難行動要支援者名簿を整備する。また、県補助金等を活用し、地域（自主防災組織、民生委員、ケアマネジャー等専門職員）の協力による個別計画策定を推進する。
- 避難行動要支援者支援の個別計画に基づき行政・地域との共同訓練を実施する。
- 行政、事業者、地域関係機関等で構成する避難行動要支援者支援体制連絡協議会を設置し、適宜協議会を開催して課題等の検討を推進する。
- 避難行動要支援者検索時に必要となる要配慮者情報（住所地の座標など）を整備し、システム等を活用した実効性の高い避難支援体制の構築に努める。
- 災害情報入手困難者を減らすため、要配慮者をフォローする情報伝達手段の検討や自主防災組織の協力体制の構築を推進する。
- 浸水想定区域内の要配慮者施設等への対応として、避難手段が無い施設の支援方法について検討をする。

【目標２】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

２－１）食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態

「備蓄等の事前対策が不十分のため、食料や飲料水等が枯渇する」ことの回避

- 円滑な応急給水活動や応急復旧活動ができるように、被災状況を把握する体制・システム整備の構築や実効性を確保するために重要となる上水道のBCP策定を推進する。
- 災害時に迅速な応急給水活動がとれるよう、浄水・給水場の計画的な整備を推進する。また、応急給水・応急復旧のために必要な資機材の整備を推進する。
- 災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備する。
- 災害時の生活用水の水源を確保するため、ため池や井戸水、河川水等の活用を推進する。
- 避難所における備蓄物資の保管場所確保のため、各施設の整備を推進する。
- 食料、飲料水、燃料等の物資を確保するため、市内外事業者との流通備蓄（流通在庫調達）のための協定締結を推進する。
- 家庭や事業所での備蓄を推進するため、啓発を強化するとともに、県と市がそれぞれの役割に基づいて公的備蓄を着実に推進する。

「支援物資が届かない」ことの回避

- 緊急輸送道路の通行を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化・道路の補修等について住環境整備事業等を活用して着実に推進する。

- 災害時における運送手段を確保するため、運送事業者・燃料供給事業者との協議により協力体制の確保や協定締結に努める。
- 車両への燃料備蓄として、燃料残量が半分になる前のこまめな満タン給油を推進する。
- 「高知県道路啓開計画」に基づき、高知県中央土木事務所と連携した道路啓開体制の整備を推進する。
- 南海トラフ地震応急対策活動要領を定期的に見直し・更新を行い、防災拠点と避難所等を結ぶ市道に係る緊急輸送道路の検討、選定を検討する。
- 物資輸送拠点について、予定地の選定など建設に向けて計画を推進する。
- 応急期機能配置計画において不足する機能について、隣接する市町村や高知県と協議・調整する。
- 市外からの応援部隊や救援物資等の受入れに関するマニュアル作成や受援計画、応急期機能配置計画の策定・改定を推進する。
- 災害時に他自治体等との災害時支援協定の締結について協議・検討し、協定の締結を推進する。
- 市の物資配送計画の策定を行うとともに、物資調達・輸送調整等支援システムの運用を習熟するための訓練を実施する。また、物資の仕分け・輸送訓練等の推進により実効性を高めていく。

【目標２】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態

「孤立状態が続き生活ができなくなる」ことの回避

- 道路が被災することを想定した実践的な防災訓練を実施し、予防及び応急対策の体制を整備する。
- 災害時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の路線改良及び循環路線の整備を推進し、集落の孤立の回避、地域の生活基盤の向上と安全性を確保する。
- 橋梁長寿命化修繕計画により、計画的な橋梁の修繕等維持管理を推進し、橋梁の安全性・信頼性を確保する。
- 対策が必要と判断された道路ストック（舗装、法面、トンネル、附属物等）について、修繕計画を策定し、緊急性、重要度、損傷の程度等を総合的に判断し、整備可能な箇所から適宜事業を推進する。
- 孤立が想定される地域での要救助者の救出、支援物資の搬入を行うため、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備を進めるとともに、自主防災組織の結成や情報連絡員の配置等を促進する。
- 孤立状態が長期に及ぶ場合でも命を繋げられるよう、防災備蓄倉庫の整備や物資の分散備蓄を推進する。
- 中山間集落等の孤立に備えた医薬品、非常用電源、救助用資機材等の整備を推進する。
- 道路啓開計画等を踏まえた孤立対策計画の策定を推進する。

「救助体制が確立できない」ことの回避

- 各種協定等を踏まえ、市及び関係機関等による救助・救急体制の整備を推進する。
- 災害時の通信障害の場合に備え、消防署・消防団、自主防災組織と連携した訓練を実施し、実行性の高い連絡体制、救助体制を構築する。
- 中山間集落等の孤立に備えて、消防機関等の到着までの間に自主防災組織が適切な応急措置が行える人材の育成を推進する。
- 救急・救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等の救急隊員を養成する。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3) 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態

「応急活動を担う機関が機能を喪失する」ことの回避

- 常備消防力を最大限に活用できるよう、各種災害に対応した警防計画を作成し、即応体制の構築を図る。
- 消防救急デジタル無線設備等の点検・更新等を定期的に行い、適正な運用を推進する。
- 応急活動時における燃料を確保するため、災害対応型給油所整備促進事業や、消防機関等への自家給油施設の整備を推進する。
- 耐震性貯水槽等、消防水利の整備を推進する。

「応急活動を行う人員・資源が不足する」ことの回避

- 消防団員が火災及び災害現場で安全・確実・迅速に活動するために、補助金制度などを活用し、消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努める。
- 消防団員の員数確保のため、ホームページ等で消防団活動の周知を図り、消防団協力事業所制度の導入等、各方面への働きかけを実施する。
- 消防団や防災士が地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとなり、地域の自主防災組織の育成、避難訓練、応急手当普及員講習等の地域防災力を高める活動を推進する。
- 救出・救護の啓発を行う教育指導者（消防・警察・行政等）の人材が不足しているため、防災士の育成を行うなど指導者確保に向けて検討する。
- 経年劣化に伴う消防施設・消防車両（救急車等含む）及び資機材の機能低下の防止や、最新機能を備えた資機材整備による円滑な活動を実現するために、更新計画に沿った施設・車両及び資機材の更新、整備を推進する。また、緊急消防援助隊に登録している小隊についても、大規模災害時に迅速な出動及び円滑な活動ができるよう、車両及び救助資機材や高度救命処置用資機材等の更新及び整備を推進する。
- 地域での支援活動を円滑に進めるために消防団車両を更新、整備するとともに、安全・確実・迅速に活動するための装備品を整備し、管轄区域はもとより周辺地域の活動を推進する。

「応急活動を効率的に展開できない」ことの回避

- 各種面的整備等により道路・空地等を確保・拡充し、老朽木造住宅による密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。
- 建築物の建て替え等の際に、建築基準法の接道要件の指導徹底や、交差部の局部改良を行い、緊急車両通行のための最低限の道路幅員を確保する。
- 緊急輸送道路の通行を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化・道路の補修等について住環境整備事業等を活用して着実に推進する。
- 孤立が想定される地域での要救助者の救出、支援物資の搬入を行うため、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備を進めるとともに、自主防災組織の結成や情報連絡員の配置等を促進する。
- 市外からの応援部隊や救援物資等の受入れに関するマニュアル作成や受援計画、応急期機能配置計画の策定・改定を推進する。
- 応急救助機関等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、必要な資機材の整備、関係機関と連携した訓練による受援体制の構築と実効性の向上を推進する。
- 災害対策本部員等を対象とした実践的な防災訓練、夜間・休日の参集訓練、災害図上訓練、防災や災害対応等に関する様々な研修等を実施する。
- 災害救助法申請事務を迅速に処理するために、マニュアル等を策定する。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態

「医療を担う機関が機能を喪失する」ことの回避

- 医療・社会福祉施設が機能を喪失することを防ぐため、BCP 策定や通信手段の確保、非常用電源など必要な資機材の整備を推進する。また、建築物の耐震化についても住環境整備事業等を活用して対策を推進する。
- 医療機関等の関係団体へ災害時の医療活動についての啓発を行うとともに、関係団体と連携した医療救護訓練を継続的に実施する。
- 広域災害救急医療情報システム（EMIS）を医療機関や医療救護班の職員が代行入力できるなど、関係者が誰でもシステムを使用できるような体制を整備する。

「医療活動を行う人員・資源が不足する」ことの回避

- 被災者の救援活動等を効果的に実施するため、関係機関と連携を図り、災害発生時の役割分担を整理し、協力体制を構築する。
- 救護病院や医療救護所と協力し、医薬品等備蓄方法や災害時の供給体制について検討する。
- 医療救護活動に必要な水が確保できるように上水道の耐震化、地下水活用のための配管の整備、貯水槽の新設等を推進する。
- 災害時における医薬品等に関する緊急輸送体制について、県の計画に準じ、香美市における通信や情報伝達体制、輸送体制を整備する。

「医療活動を効率的に展開できない」ことの回避

- 香美市災害時医療救護計画の見直しを図るとともに、エリアごとの行動計画についても地域の状況を確認し、より実践的なものを作成する。
- 災害時における医療従事者不足に備え、災害時市内在住の医療従事者を把握し、医療体制の整備を推進する。
- 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、高知県救急医療・広域災害情報システム（こうち医療ネット）を有効に活用し、医療情報収集体制の強化を図る。
- 災害時における負傷者等の搬送手段として、デマンドバス等の利用を検討する。
- 県及び関係機関と連携した医療救護に関する情報収集、伝達体制を整備するため、市職員の図上・実地訓練等の実施を推進する。
- 消防や救護病院等関係機関や住民と連携した災害医療救護訓練を実施する。
- 災害派遣医療チーム（DMAT 等）の早期要請に向けた体制構築を検討する。
- 県外からの医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、必要な資機材の整備を推進する。
- 緊急輸送道路の通行を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化・道路の補修等について住環境整備事業等を活用して着実に推進する。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5) 被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態

「衛生環境が悪化する」ことの回避

- 災害時における健康危機対策（食中毒、感染症）として、消毒薬の備蓄を推進し、その取り扱いや使用期限を考慮した備蓄の更新方法等を検討し、定期的な訓練により実効性の向上を図る。
- 災害時における災害廃棄物、し尿の処理に対応するため、「香美市災害廃棄物処理計画」に基づき、適用

基準や運用要領をとりまとめたマニュアル等の策定を推進する。

- 災害時の円滑な遺体対応のため、検視や他市町村の災害協定締結を含めた広域火葬体制の整備、安置場所や一時埋葬場所の選定、無縁墓地への収蔵等を検討する。
- 遺体対応マニュアルの実効性を高めるため、訓練の実施や遺体安置運営に必要な物品の整備を推進する。
- 汚水・がれき等の消毒や避難所等での感染症予防対策等の防疫対策活動を実施するための体制を整備するとともに、消毒用資機材の備蓄を推進する。
- 感染症に対応できるよう、災害時公衆衛生活動マニュアルを見直すとともに、情報伝達訓練を実施して災害保健活動が確実に実施できるような体制の整備を推進する。
- 母子健康手帳の交付や妊産婦・乳児の健康診査受診票の交付、予防接種予診票の交付等を、災害時においてもできるだけ早期に再開できるようBCPを作成する等、平常時から体制の整備を推進する。

「避難所の環境が劣悪になる」ことの回避

- 災害時に避難所となる学校施設の更なる防災機能の強化（空調・照明、非常用電源、バリアフリー対策、給食施設整備等）を推進する。
- 避難所及び一時避難場所への備蓄品は、想定避難者数に対応できる数量の備蓄品を整備するとともに、防災学習や各種チラシの配付により、生活必需品の家庭備蓄を推進する。
- 災害時に不足するトイレに対応するため、供給体制の検討や避難所における備蓄物資の保管場所確保及び仮設トイレの備蓄、洋式トイレが少ない学校のトイレの整備を推進する。
- 被災者とペットが共に避難できる避難所の確保や同行するペットのマナー等について、市民への啓発を推進する。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態

「避難生活が長期化する」ことの回避

- 避難所生活の長期化を防ぐため、関係機関と情報を共有し、住環境整備事業等により、民間賃貸住宅をみなし仮設住宅として活用しながら、不足分については、応急仮設住宅や災害公営住宅等を建設することで、被災者の住まいを速やかに確保する対策を推進する。

「避難所が供与できない」ことの回避

- 地域集会所を住環境整備事業等を活用して耐震化するなど、避難所の確保を推進する。
- 避難所の速やかな開設や円滑な運営を行うため、地域住民主体の訓練実施を促進する。
- 福祉避難所不足を解消するため、一般の避難所における要配慮者対応対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルの整備を推進する。
- 広域福祉避難所について、受入可能人数充足に向け、新たな施設との協定締結等を推進する。
- 避難所が不足する場合に備え、広域避難体制の構築を推進する。

「避難所で感染症が集団発生する」ことの回避

- 避難生活における感染症の集団発生を防止するため、平時からワクチンについての啓発を推進する。
- 感染症予防対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを策定し、HUG訓練等で実効性の向上を推進する。

「災害関連死が発生する」ことの回避

- 避難所生活における心のケア活動を担う人材育成や外部支援の受入れ、相談が迅速にできるよう、相談体制の整備や人材育成を推進する。
- 避難所となる各小中学校の教室について、熱中症防止や要配慮者の体調管理のため、空調整備を推進する。
- 被災した要配慮者の避難生活や治療の継続を支援するための仕組みづくりを推進する。
- 地域住民に対し、健康増進及び災害時の対応につながる健康教育を推進する。

- 災害時における栄養・食生活支援について、マニュアルの見直しを行い、一般家庭への啓発を推進する。
- 香南香美老人ホーム組合によって運営している2施設（三宝荘、白寿荘）において、災害時停電になった場合に備え、電力供給を行う自家発電装置の整備を推進する。

【目標3】必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災により機能が大幅に低下する事態

「施設が被災し行政機能を失う」ことの回避

- 行政機能を維持できるよう住環境整備事業等を活用し、市有建築物の耐震化を完了させるとともに、「香美市公共施設等総合管理計画」に基づき、総合的かつ計画的な維持管理・修繕等を実施する。
- 応急活動時における車両や発電機の燃料を確保するため、燃料の備蓄や供給体制の整備を推進する。
- 庁舎や市有建築物に、停電時でも活用できる非常用電源の整備、増設を推進する。
- 災害によるデータ喪失を防ぐため、定期的に住民情報のバックアップ及びクラウド化を図るとともに、災害時でも業務が継続できるよう、庁内の各業務システムや回線等の強靱化、多重化を推進する。
- 災害時、燃料不足の場合においても公用車が使用できるよう、電気自動車及びPHEV車の導入を推進する。
- 庁舎や市有建築物に、停電時でも活用できる自立運転機能を備えた太陽光発電装置などの再生可能エネルギーの導入を推進する。
- 指定管理等の少人数での管理が行われている施設について、防災訓練の実施や情報伝達手段の構築を推進する。
- 災害時の流言（デマ）による混乱や犯罪発生を予防するため、正確な情報の発信手段等の検討や関係機関との連携による巡回等の体制構築を推進する。

「行政機能を担う体制が構築できない」ことの回避

- 大規模災害時の即応体制のさらなる確保のため、被災後の職員の動員体制の整備を推進する。
- PDCAサイクルを回して継続的改善を図ることにより、市のBCPの実効性向上を推進する。
- 初動期において行政職員がより安全に各種災害に対応できるよう、食料・飲料や装備の整備を推進する。
- 市外からの応援部隊や救援物資等の受入れ体制の整備及び訓練等による検証と見直しによる体制強化を推進する。

【目標4】必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態

「災害情報や避難指示が伝わらない」ことの回避

- 通信機器の操作マニュアル作成や、通信訓練対象者の拡大等により、より実効性の高い通信体制を構築する。
- 災害時における確実な情報伝達体制を構築するため、「香美市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、市職員の訓練や自主防災組織との連絡体制の強化を図る。
- 災害時優先電話やMCA無線携帯型機、アマチュア無線等を活用した通信体制の整備、公用車への放送機材の整備等を推進する。
- 指定避難所の通信設備は、各施設の防災体制等を十分に考慮した上で整備を推進する。
- 長期にわたり避難所開設が想定される大規模災害に備え、避難所運営者と市との間における連絡通信手段を確保することにより各避難所の状況をリアルタイムで把握すること及び避難者の連絡通信手段を確保

- し、整備を行うため公衆無線 LAN 環境整備支援事業等を推進する。
- 避難行動要支援者対象世帯に対し、防災行政無線を受信する戸別受信機の貸与や、難聴世帯には購入支援制度の導入、屋外子局の増設等を検討する。
- 避難行動要支援者が早期に避難開始できるよう自主防災組織等による声掛け等、情報伝達手段の構築を推進する。
- 手話奉仕員養成講座の基礎課程修了者を手話奉仕員として登録することで、ボランティアの確保に努める。
- 防災無線に関して、外国語に対応した防災メール等の整備を推進する。

【目標 5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態

- 「事務所の被災により事業活動が維持できない」ことの回避
- 農業、林業、水産業、商工会等の事業者団体と協力して啓発活動を行い、事業者における BCP の作成を促進する。また、策定された BCP に基づく啓発・訓練を継続して実施する。
- 観光施設、宿泊施設、文化財建造物、商業施設等について啓発を行い、住環境整備事業等を活用して耐震化を推進する。
- 従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、住環境整備事業等を活用して事業所の耐震化を推進する。

【目標 5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-2) 基幹的交通ネットワーク（高速道路、幹線道路等）の機能が停止する事態

- 「基幹的交通ネットワーク（高速道路、幹線道路等）の機能が停止する」ことの回避
- 「高知県道路啓開計画」に基づき、高知県中央東土木事務所と連携した道路啓開体制の整備を推進する。
- 県が定める緊急輸送道路とのアクセス等を考慮して、市域の緊急輸送道路を選定し、整備を推進する。
- 被災後の円滑な交通ネットワークの復旧を図るため、南海トラフ地震応急対策活動要領のマニュアルの見直しを適宜実施する。
- 物資輸送ルートを実際に確保するため、陸・空の輸送基盤について地震、土砂災害対策を推進する。

【目標 5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-3) 食料等の安定供給が停滞する事態

- 「生産基盤等が致命的な被災を受け、食料等を生産できない」ことの回避
- 農業施設の耐震化により発災後の早期事業再開を可能とするよう、国・県へ引き続き要望を行う。
- 農業用施設の災害被害を軽減するために、既存ハウスの補強資材等の導入、燃料タンクの削減や流出防止装置付きタンクへの置き換えなど、支援制度を活用し推進する。
- 農作物に対する鳥獣被害を減らすため、鳥獣被害防止総合対策交付金等の活用による鳥獣被害防止柵の整備をはじめとした取組を推進する。
- 被災後も農業の生産基盤となる農地、農業水利施設及び農道等を、円滑な生産活動に活用することができるよう、基盤整備や長寿命化等の対策を推進する。

【目標6】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態

「電気、石油、ガスの供給機能が停止する」ことの回避

- ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するため、事業者の活動拠点や燃料等の資源の確保について、事業者と地方自治体で連携した取組を推進する。
- 災害時におけるライフライン（水道、電気、ガス、通信）の重要施設までの道路啓開について、訓練等を通じ実効性の向上を図る。
- LP ガス取扱所等において、防災拠点や避難所等へのLP ガスの供給を想定した訓練を実施する。
- 災害時に緊急車輛への優先給油等を行うため、災害対応型給油取扱所の整備を推進する。

【目標6】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2) 上水道の供給が長期間にわたり停止する事態

「上水道等が長期間にわたり供給停止する」ことの回避

- 円滑な応急給水活動や応急復旧活動ができるよう、被災状況を把握する体制・システム整備の構築や実効性を確保するために重要となる上水道のBCPの策定を推進する。
- 浄水・給水場の計画的な整備を推進する。また、応急給水・応急復旧のために必要な資機材の整備を推進する。
- 耐震化率が低い上水道施設の基幹管路の耐震化を推進する。
- 医療機関の水源を確保するため、地下水活用のための配管、貯水槽等の耐震化、地下水枯渇に備えた貯水槽の新設を推進する。

【目標6】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3) 污水处理施設等が長期間にわたり機能停止する事態

「污水处理施設等が長期間にわたり機能停止する」ことの回避

- 下水道施設の応急復旧体制について、下水道BCPに基づく訓練等を実施し、実効性の向上を図る。
- 污水处理機能が停止するリスクを軽減するため、管渠及びマンホールポンプの耐震化、可搬式ポンプ等の整備を推進する。

【目標6】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

「地域交通ネットワークが分断する」ことの回避

- 災害時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の路線改良及び循環路線の整備を推進し、集落の孤立の回避、地域の生活基盤の向上と安全性を確保する。
- 橋梁長寿命化修繕計画により、計画的な橋梁の修繕等維持管理を推進し、橋梁の安全性・信頼性を確保する。

- トンネル長寿命化計画に基づき、計画的かつ予防的な修繕等の保全対策を推進し、トンネルの安全性・信頼性を確保する。
- 道路ストック（舗装、法面、トンネル、附属物等）について、緊急性、重要度、損傷の程度等を総合的に判断して修繕計画を策定し、整備事業を推進する。
- 大規模災害発生時においても防災拠点と避難所等を結ぶルートを確保するため、市道に係る緊急輸送道路の検討、選定を進め、早期の整備を推進する。
- 交通運輸事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開できるようにするための対策を推進する。
- 公有地が液状化し使用できない場合に備え、対策を推進する。

【目標7】制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 地震火災、森林火災による市街地、森林の延焼が拡大する事態

「地震火災、森林火災による市街地、森林の延焼が拡大する事態」ことの回避

- 木造住宅が密集し旧来の道路形態が残る既成市街地において、災害時に住民が歩いて指定緊急避難場所に到達できる道路や消防活動困難地域の解消に資する道路、公園整備とあわせた周辺の建築物の不燃化、老朽住宅の除却など、住環境整備事業等を活用し、災害に強い市街地の形成に向けた整備を推進する。
- 住環境整備事業等を活用して、住宅・建築物の防火性能等の安全確保を推進する。
- 「香美市振興計画」における移住・定住促進計画と合わせ、空き家を減少させるための取り組みを推進する。
- 地震火災に対し感震ブレーカー等の有効性や、電気機器の買い替え、可燃物の転倒・落下防止などの必要性を広報誌やホームページを通じて、住民に啓発する。
- 近隣の火災に対し、地域住民が消火を行えるよう、街頭消火器の設置、消火用貯水槽や軽可搬消火ポンプなどの整備について検討する。
- 消防署や消防屯所等の耐震化を推進するとともに、災害時に有効な消火用水を確保するため、耐震性貯水槽の整備等を推進する。
- 危険物貯蔵施設管理者に対し適切な維持管理の啓発を行うとともに、少量危険物貯蔵所等に対しても、危険物が漏洩しない措置の啓発を推進する。
- 林野火災に対する消防力強化のための防備資機材の整備及び備蓄を推進する。

【目標7】制御不能な二次災害を発生させない

7-2) ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

「ため池等の損壊、機能不全により二次災害が発生する」ことの回避

- ため池決壊を防ぐため、県と連携し、耐震性診断、耐震化を推進する。
- 香美市ため池ハザードマップを活用し、地震・大雨時のため池決壊の危険性について市民への啓発を推進する。

【目標7】 制御不能な二次災害を発生させない

7-3) 有害物質の大規模拡散・流出する事態

「有害物資の大規模拡散、流出が発生する」ことの回避

- 危険物等災害に対する安全確保のための計画を策定し、実行性の高い体制の整備を推進する。
- 流出油災害応急対策について、県や関係機関と連携し、教育や訓練を通じ、実行性の高い体制の整備を推進する。
- 農業用施設の災害被害を軽減するために、既存ハウスの補強資材等の導入、燃料タンクの削減や流出防止装置付きタンクへの置き換えなど、支援制度を活用し推進する。

【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態

「土地利用方針や復興方針が決まらず復旧、復興が大幅に遅れる」ことの回避

- 被災により土地の境界が不明確になることを防ぐため、地籍調査を推進する。地籍調査をより効率よく進めるために、国・県や関係機関と緊密に連携し、新技術の導入を検討するなど、調査の効率化、迅速化を図る。
- 都市計画マスタープランの基本的方向に掲げた土地利用構想の推進を図る。
- 速やかに復興に取り組めるよう、震災復興計画の策定や都市復興のための事前準備、復興組織体制、復興方針の事前検討を推進する。
- 災害発生後の早期復興へ向けて、応急仮設住宅設置や遺体安置所、災害廃棄物の仮置場などとして利用可能な、公共空地となる用地の適地を調査し、事前確保等を検討する。
- 応急復旧工事を速やかに実施するため、事業の継続や資機材の確保、重機の確保、技術者・職人等の確保ができるように建設業のBCP策定を推進する。

【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物の処理の停滞により復旧、復興が大幅に遅れる」ことの回避

- 災害廃棄物処理計画の改訂と対応マニュアルの作成を推進するとともに、その実効性を向上するため、研修会等による人材育成をはじめとした事前対策を推進する。
- 災害廃棄物の仮置き場候補地の選定、情報の収集を推進する。
- 災害時においても確実にゴミ処理を行うため、焼却施設やし尿処理施設における非常用電源や燃料の確保、BCP策定を進める。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化を推進する。

【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3) 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態

「生活環境が整わないことにより生活を再建することができない」ことの回避

- 住環境整備事業等を活用し、応急仮設住宅の設置や民間賃貸住宅の借上等、被災者の住まいを速やかに確保することや関係機関との協議検討を推進する。
- 被災者に対し速やかに応急仮設住宅を供給できるよう、資材の運搬可能な市街地の活用など、建設用地の確保を推進する。
- 家屋被害状況調査及び被災証明発行事務の実施体制の検討を行うとともに、「被災者支援システム」の導入については、被災者、被災家屋、避難所関係、緊急物資等を管理する総合的な支援システムとしての検討を行う。
- 被災証明の発行をスムーズにするため、住家の被害認定調査を円滑に行えるよう住家被害認定士の育成を推進する。
- 被災者の生活状況や再建支援制度の相談及び支援を行える体制の整備を推進する。
- 地域再生法に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化及び生活環境の整備のための基盤となる施設の整備を推進する。
- ボランティアスタッフ研修や開設訓練の機会等を利用し、ボランティア育成を推進する。
- 災害時において効果的にボランティア活動の支援を行うため、県及び関係機関等と連携し、ボランティアセンターの設置など、情報の提供、ニーズの把握、派遣調整等の支援体制の整備を推進する。

【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4) 文化財等が損失する事態

「かけがえのない文化財や文化財建築物が災害により損壊する」ことの回避

- 文化財や文化財建造物を災害から守り、次の時代に受け継いでいくため、文化財等の耐震対策、文化財所有者への防災意識の啓発を推進する。
- 文化財所有者に対し、地震及び火災対策に関する助言や対策への補助金交付を推進する。

2. 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価で顕在化した課題について、6つの個別施策分野ごとに推進方針を策定した。また、施策分野を越えて複数に影響を与える施策を横断的分野として整理した。

(1) 個別施策分野

①行政機能

応急活動を担う機関の防災力強化

- 行政機能を維持できるよう住環境整備事業等を活用し、市有建築物の耐震化を完了させるとともに、「香美市公共施設等総合管理計画」に基づき、総合的かつ計画的な維持管理・修繕等を実施する。
- 常備消防力を最大限に活用できるよう、各種災害に対応した警防計画を作成し、即応体制の構築を図る。
- 災害対策本部員等を対象とした実践的な防災訓練、夜間・休日の参集訓練、災害図上訓練、防災や災害対応等に関する様々な研修等を実施する。
- 応急活動時における車両や発電機の燃料を確保するため、燃料の備蓄や供給体制の整備を推進する。
- 災害時における確実な情報伝達体制を構築するため、「香美市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、市の職員の訓練や自主防災組織との連絡体制の強化により実効性の向上を図る。
- 災害時の対応が円滑にできるように、市単独総合訓練や自主防災組織と連携した防災訓練等の実施を推進する。
- 地震発生後の二次災害を防止するため、建築物や宅地等が余震に対して安全であるのかを確認する危険度判定の体制づくりを推進する。
- 「高知県道路啓開計画」に基づき、高知県中央東土木事務所と連携した道路啓開体制の整備を推進する。

業務継続体制の構築

- OPDCA サイクルを回して継続的改善を図ることにより、市のBCPの実効性向上を推進する。
- 大規模災害時の即応体制のさらなる確保のため、被災後の職員の動員体制の整備を推進する。
- 災害によるデータ喪失を防ぐため、定期的に住民情報のバックアップ及びクラウド化を図るとともに、災害時でも業務が継続できるよう、庁内の各業務システムや回線等の強靱化、多重化を推進する。
- 初動期において行政職員がより安全に各種災害に対応できるよう、食料・飲料や装備の整備を推進する。
- 災害救助法申請事務を迅速に処理するために、マニュアル等を策定する。
- 庁舎や市有建築物に、停電時でも活用できる自立運転機能を備えた太陽光発電装置などの再生可能エネルギーの導入を推進する。
- 庁舎や市有建築物に、停電時でも活用できる非常用電源の整備、増設を推進する。
- 災害時、燃料不足の場合においても公用車が使用できるよう、電気自動車及びPHEV車の導入を推進する。

災害支援の受入体制の構築

- 市外からの応援部隊や救援物資等の受入れ体制の整備及び訓練等による検証と見直しによる体制強化を推進する。
- 市外からの応援部隊や救援物資等の受入れに関するマニュアル作成や受援計画、応急期機能配置計画の策定・改定を推進する。
- 災害時に他自治体等との災害時支援協定の締結について協議・検討し、協定の締結を推進する。
- 応急救助機関等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、資機材の整備を推進する。
- 物資輸送拠点について、予定地の選定など建設に向けて計画を推進する。
- 本市の物資配送計画の策定を行うとともに、物資調達・輸送調整等支援システムの運用を習熟するための訓練を実施する。また、物資の仕分け・輸送訓練等の推進により、実効性を高めていく。

衛生環境の悪化防止

- 災害廃棄物処理計画の改訂と対応マニュアルの作成を推進するとともに、その実効性を向上するため、研修会等による人材育成をはじめとした事前対策を推進する。
- 災害時における災害廃棄物、し尿の処理に対応するため、「香美市災害廃棄物処理計画」に基づき、適用基準や運用要領をとりまとめたマニュアル等の策定を推進する。
- 遺体対応マニュアルの実効性を高めるため、訓練の実施や遺体安置運営に必要な物品の整備を推進する。

生活再建に向けた支援体制の構築

- 被災者の生活状況や再建支援制度の相談及び支援を行える体制の整備を推進する。
- 避難所生活における心のケア活動を担う人材育成や外部支援の受入れ、相談が迅速にできるよう、相談体制の整備や人材育成を推進する。
- 災害時の流言（デマ）による混乱や犯罪発生を予防するため、正確な情報の発信手段等の検討や関係機関との連携による巡回等の体制構築を推進する。

復興に向けた土地利用の整備

- 被災により土地の境界が不明確になることを防ぐため、地籍調査を推進する。地籍調査をより効率よく進めるために、国・県や関係機関と緊密に連携し、新技術の導入を検討するなど、調査の効率化、迅速化を図る。
- 都市計画マスタープランの基本的方向に掲げた土地利用構想の推進を図る。
- 速やかに復興に取り組めるよう、震災復興計画の策定や都市復興のための事前準備、復興組織体制、復興方針の事前検討を推進する。
- 災害発生後の早期復興へ向けて、応急仮設住宅設置や遺体安置所、災害廃棄物の仮置場などとして利用可能な、公共空地となる用地の適地を調査し、事前確保等を検討する。

②地域防災

防災人材の育成

- 自主防災組織の活動が活性化するよう、新たな補助制度について検討する。
- 市職員や消防署員を派遣して行う防災出前講座を持続的に実施する。また、防災講演会を定期的に開催する。
- 防災に強い地域づくりを図るため、防災士など防災人材の育成や啓発等による防災活動の活性化を推進する。
- 消防団や防災士が地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとなり、地域の自主防災組織の育成、避難訓練、応急手当普及員講習等の地域防災力を高める活動を推進する。

防災意識の向上

- 市民向けの啓発のため、展示や閲覧・公開する資料として、災害の調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理を実施する。
- ハザードマップ及び市ホームページによる広報・周知のほか、自主防災組織での訓練等を通じ、指定緊急避難場所を周知し、実効性の高い防災体制の構築を推進する。
- 土砂災害警戒区域等の指定後、ハザードマップの更新や、警戒区域を示す標識の設置を進め、地域住民への周知を図る。
- 竜巻等の突風による災害リスク及び避難行動について、住民に啓発する。
- 被災者とペットが共に避難できる避難所の確保や同行するペットのマナー等について、市民への啓発を推進する。
- 地域住民に対し、健康増進及び災害時の対応につながる健康教育を推進する。
- 災害時における栄養・食生活支援について、マニュアルの見直しを行い、一般家庭への啓発を推進する。
- 香美市ため池ハザードマップを活用し、地震・大雨時のため池決壊の危険性について、市民への啓発を推進する。

○車両への燃料備蓄として、燃料残量が半分になる前のこまめな満タン給油を推進する。

避難体制の構築

○災害時における確実な情報伝達体制を構築するため、「香美市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、市の職員の訓練や自主防災組織との連絡体制の強化を図る。

○洪水時の避難対策として、早めの避難行動を促すため、市の情報発信機能を活用する。

○避難所が不足する場合に備え、広域避難体制の構築を推進する。

地域防災力の向上

○土砂災害危険箇所について、関係機関と連携したパトロール及び点検を実施できる体制を検討する。

○避難所の速やかな開設や円滑な運営を行うため、地域住民主体の訓練実施を促進する。

○指定管理等の少人数での管理が行われている施設について、防災訓練の実施や情報伝達手段の構築を推進する。

○消防署や消防屯所等の耐震化を推進するとともに、災害時に有効な消火用水を確保するため、耐震性貯水槽の整備等を推進する。

○近隣の火災に対し、地域住民が消火を行えるよう、街頭消火器の設置、消火用貯水槽や軽可搬消火ポンプなどの整備について検討する。

○ボランティアスタッフ研修や開設訓練の機会等を利用し、ボランティア育成を推進する。

○災害時において効果的にボランティア活動の支援を行うため、県及び関係機関等と連携し、ボランティアセンターの設置など、情報の提供、ニーズの把握、派遣調整等の支援体制の整備を推進する。

救助体制の整備

○消防団の団員数確保のため、ホームページ等で消防団活動の周知を図り、消防団協力事業所制度の導入等、各方面への働きかけを実施する。

○道路が被災することを想定した実践的な防災訓練を実施し、予防及び応急対策の体制を整備する。

○各種協定等を踏まえ、市及び関係機関等による救助・救急体制の整備を推進する。

○救急・救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等の救急隊員を養成する。

○災害時の通信障害の場合に備え、消防署・消防団、自主防災組織と連携した訓練を実施し、実効性の高い連絡体制、救助体制を構築する。

○消防団員が火災及び災害現場で安全・確実・迅速に活動するために、補助金制度などを活用し、消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努める。

○経年劣化に伴う消防施設・消防車両（救急車等含む）及び資機材の機能低下の防止や、最新機能を備えた資機材整備による円滑な活動を実現するために、更新計画に沿った施設・車両及び資機材の更新、整備を推進する。また、緊急消防援助隊に登録している小隊についても、大規模災害時に迅速な出動及び円滑な活動ができるよう、車両及び救助資機材や高度救命処置用資機材等の更新及び整備を推進する。

○地域での支援活動を円滑に進めるために消防団車両を更新、整備するとともに、安全・確実・迅速に活動するための装備品を整備し、管轄区域はもとより周辺地域の活動を推進する。

物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備

○災害時における運送手段を確保するため、運送事業者・燃料供給事業者との協議により協力体制の確保や協定締結に努める。

○家庭や事業所での備蓄を推進するため、啓発を強化するとともに、県と市がそれぞれの役割に基づいて公的備蓄を着実に推進する。

○食料、飲料水、燃料等の物資を確保するため、市内外事業者との流通備蓄（流通在庫調達）のための協定締結を推進する。

○災害時の生活用水の水源を確保するため、ため池や井戸水、河川水等の活用を推進する。

○避難所及び一時避難場所への備蓄品は、想定避難者数に対応できる数量の備蓄品を整備するとともに、防災学習や各種チラシの配付により、生活必需品の家庭備蓄を推進する。

○避難所における備蓄物資の保管場所確保のため、各施設の整備を推進する。

○災害時に不足するトイレに対応するため、供給体制の検討や避難所における備蓄物資の保管場所確保及び

仮設トイレの備蓄、洋式トイレが少ない学校のトイレの整備を推進する。

孤立集落の対策

- 中山間集落等の孤立に備えて、消防機関等の到着までの間に自主防災組織が適切な応急措置が行える人材の育成を推進する。
- 孤立状態が長期に及び場合でも命を繋げられるよう、防災備蓄倉庫の整備や物資の分散備蓄を推進する。
- 中山間集落等の孤立に備えた医薬品、非常用電源、救助用資機材等の整備を推進する。
- 孤立が想定される地域での要救助者の救出、支援物資の搬入を行うため、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備を進めるとともに、自主防災組織の結成や情報連絡員の配置等を促進する。

③インフラ・住環境

建築物の耐震化・不燃化

- 「香美市耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化に関する普及啓発・情報提供を強化するとともに、住環境整備事業等を活用し、耐震診断・耐震設計・耐震改修の助成事業の促進を図り、住宅の耐震性を向上させる。
- 老朽化が進行している市営住宅について、公営住宅整備事業を活用した建替、公営住宅等ストック総合改善事業を活用した長寿命化等、総合的かつ計画的な維持管理・修繕等を実施する。
- 園児や児童生徒、教職員を地震の強い揺れから守るため、保育園や学校等の教育・保育施設の建て替えや耐震化、舎内の安全対策について、住環境整備事業等を活用して着実に推進する。
- 自主防災組織等を通じ、ブロック塀並びに老朽住宅の除去や屋外広告の安全点検方法及び補助制度について周知を図り、住環境整備事業等の補助事業を活用し、住環境の安全性の向上を図る。
- 市有施設等のブロック塀等の倒壊により、児童や生徒、施設利用者、職員などが死傷することを防ぐため、住環境整備事業等を活用して対策を推進する。
- 住環境整備事業等を活用して、住宅・建築物の防火性能等の安全確保を推進する。

室内の安全対策

- 窓ガラスや天井といった建物の二次部材の落下や家具転倒等による人身事故、エレベーター内の閉じ込め等の事故を防止するため、室内の安全対策に対する補助事業について広報を行い、周知・徹底を図るよう努め、室内の安全対策を推進する。
- 「香美市公共施設等総合管理計画」に基づき緊急性、重要度、損傷の程度等を総合的に判断し、優先度の高いものから計画的かつ効率的に市有建築物の室内の安全対策を推進する。
- 地震火災に対し感震ブレーカー等の有効性や、電気機器の買い替え、可燃物の転倒・落下防止などの必要性を広報誌やホームページを通じて、住民に啓発する。

災害に強い市街地の形成

- 木造住宅が密集し旧来の道路形態が残る既成市街地において、災害時に住民が歩いて指定緊急避難場所へ到達できる道路や消防活動困難地域の解消に資する道路、公園整備とあわせた周辺の建築物の不燃化など、既成市街地の整備改善に必要な制度を活用し、災害に強い市街地の形成に向けた整備を推進する。
- 建築物の建て替え等の際に、建築基準法の接道要件の指導徹底や、交差部の局部改良を行い、緊急車両通行のための最低限の道路幅員を確保する。

液状化対策

- 公有地が液状化し使用できない場合に備え、対策を推進する。

土砂災害対策

- 県営事業である急傾斜地・地すべり・砂防の各ハード対策事業について、土砂災害警戒区域内に要配慮者施設や避難所を含む箇所等は、優先的に県へ要望を行い、対策を推進する。
- 土砂災害による人的被害を防ぐため、関係機関及び県と連絡調整を図り、各種制度の活用による土砂災害特別警戒区域内の住宅移転や住環境整備事業等を活用した外壁の補強などを推進する。
- 山地災害や地すべりを防止するための治山事業を推進するとともに、森林が有する多面的機能を高めるた

め、林業・木材産業成長産業化促進対策や森林・山村多面的機能発揮対策交付金等の活用により、林道を含む森林整備事業による防災・減災対策を推進する。

- 山野の植生がシカの食害を受けることによって地表が露出し、土砂災害の要因となることを防ぐため、鳥獣被害防止総合対策交付金等の活用により、鳥獣捕獲による個体数調整を図りながら、防護柵・防護ネット等の設置を推進し被害防止に努める。

風水害に対する浸水対策

- 幅員が狭小な道路の拡幅と合わせ排水施設を整備し質的向上を図る。また、雨水幹線は引き続き整備を促進し、既成市街地の浸水被害の解消に努める。
- 気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進する。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水防演習を実施するなど、地域の防災力の向上を推進する。
- 近年の大規模水害を踏まえ、市民等に対し、迅速かつ的確に水防情報（洪水時の水位情報など）を提供する体制の整備を推進する。
- 浸水想定区域内の要配慮者施設等への対応として、避難手段が無い施設の支援方法について検討をする。

避難路、指定避難所等の整備

- 地域集会所について住環境整備事業等を活用して耐震化するなど、避難所の確保を推進する。
- 指定避難所、指定緊急避難場所等の周知のため避難施設表示板等の設置を推進する。また、避難誘導標識の設置に対する新たな補助制度、標識に変わる誘導方法や体制について検討する。
- 地域住民や防災会で予め決めている最寄りの指定避難所までの経路と、日常において多数の者が往来する道路や通学路を香美市避難道路図に定め、特にブロック塀の安全確保が必要とされる経路の情報提供の強化を図る。
- 避難所となる各小中学校の教室について、熱中症防止や要配慮者の体調管理のため、空調整備を推進する。

交通ネットワークの耐災害性向上

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、陸・空の輸送基盤について地震、土砂災害対策を推進する。
- 橋梁長寿命化修繕計画により、計画的な橋梁の修繕等維持管理を推進し、橋梁の安全性・信頼性を確保する。
- 道路ストック（舗装、法面、トンネル、附属物等）について、緊急性、重要度、損傷の程度等を総合的に判断して修繕計画を策定し、整備事業を推進する。
- 南海トラフ地震応急対策活動要領を定期的に見直し・更新を行い、防災拠点と避難所等を結ぶ市道に係る緊急輸送道路の選定を検討する。
- 緊急輸送道路の通行を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化・道路の補修等について住環境整備事業等を活用して着実に推進する。
- 災害時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の路線改良及び循環路線の整備を推進し、集落の孤立の回避、地域の生活基盤の向上と安全性を確保する。

ライフライン供給の確保

- ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するため、事業者の活動拠点や燃料等の資源の確保について、事業者と市で連携した取組を推進する。
- 災害時におけるライフライン（水道、電気、ガス、通信）の重要施設までの道路啓開について、訓練等を通じ実効性の向上を図る。
- 耐震化率が低い上水道施設の基幹管路の耐震化を推進する。
- 円滑な応急給水活動や応急復旧活動ができるよう、被災状況を把握する体制・システム整備の構築や実効性を確保するために重要となる上水道に関するBCPの策定を推進する。
- 災害時に迅速な応急給水活動がとれるよう、浄水・給水場の計画的な整備を推進する。また、応急給水・応急復旧のために必要な資機材の整備を推進する。

汚水処理の事業継続

- 下水道施設の応急復旧体制について、下水道 BCP に基づく訓練等を実施し、実効性の向上を図る。
- 汚水処理機能が停止するリスクを軽減するため、管渠及びマンホールポンプの耐震化、可搬式ポンプ等の整備を推進する。

ため池の耐災害性向上

- ため池決壊を防ぐため、県と連携し、耐震性診断、耐震化を推進する。

迅速な復興のための事前準備

- 災害時の円滑な遺体対応のため、検視や他市町村との災害協定締結を含めた広域火葬体制の整備、安置場所や一時埋葬場所の選定等を検討する。
- 避難所生活の長期化を防ぐため、住環境整備事業等を活用し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する対策を推進する。

文化財の耐震化促進

- 文化財や文化財建造物を災害から守り、次の時代に受け継いでいくため、文化財等の耐震対策、文化財所有者への防災意識の啓発を推進する。
- 文化財所有者に対し、地震及び火災対策に関する助言や対策への補助金交付を推進する。

④保健医療・福祉**医療施設、社会福祉施設の機能維持**

- 社会福祉施設（隣保館等も含む）、医療施設などの災害発生時に重要な役割を担う施設の機能喪失を防ぐため、これらの施設の耐震性を把握し、住環境整備事業等を活用して耐震化を促進する。
- 医療・社会福祉施設が機能を喪失することを防ぐため、BCP 策定や通信手段の確保、非常用電源など必要な資機材の整備を推進する。
- 医療機関の水源を確保するため、地下水活用のための配管、貯水槽等の耐震化、地下水枯渇に備えた貯水槽の新設を推進する。
- 県及び関係機関と連携した医療救護に関する情報収集、伝達体制を整備するため、市職員の図上・実地訓練等の実施を推進する。
- 医療機関等の関係団体へ災害時の医療活動についての啓発を行うとともに、関係団体と連携した医療救護訓練を継続的に実施する。

災害時の医療救護体制の整備

- 広域災害救急医療情報システム（EMIS）を医療機関や医療救護班の職員が代行入力できるなど、関係者が誰でもシステムを使用できるような体制を整備する。
- 災害時における医療従事者不足に備え、災害時市内在住の医療従事者を把握し、医療体制の整備を推進する。
- 香美市災害時医療救護計画の見直しを図るとともに、エリアごとの行動計画についても地域の状況を確認し、実践的なものを作成する。
- 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、高知県救急医療・広域災害情報システム（こうち医療ネット）を有効に活用し、医療情報収集体制の強化を図る。
- 災害派遣医療チーム（DMAT 等）の早期要請に向けた体制構築を検討する。
- 災害時における負傷者等の搬送手段として、デマンドバス等の利用を検討する。
- 母子健康手帳の交付や妊産婦・乳児の健康診査受診票の交付、予防接種予診票の交付等を、災害時においてもできるだけ早期に再開できるよう BCP を作成する等、平常時から体制の整備を推進する。

医療資機材等の整備

- 救護病院や医療救護所と協力し、医薬品等備蓄方法や災害時の供給体制について検討する。
- 災害時における医薬品等に関する緊急輸送体制について、県の計画に準じ、香美市における通信や情報伝

達体制、輸送体制を整備する。

○県外からの医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、必要な資機材の整備を推進する。

避難行動要支援者の対応

○避難行動要支援者に対する制度の趣旨理解や啓発を図り、名簿掲載に対する不同意者や未回答者を削減するよう努め、避難行動要支援者名簿を整備する。また、県補助金等を活用し、地域（自主防災組織、民生委員、ケアマネージャー等専門職員）の協力による個別計画策定を推進する。

○避難行動要支援者検索時に必要となる避難行動要支援者情報（住所地の座標など）を整備し、システム等を活用した実効性の高い避難支援体制の構築に努める。

○避難行動要支援者の個別計画に基づき行政・地域との共同訓練実施を推進する。

福祉避難所の整備

○福祉避難所不足を解消するため、一般の避難所における要配慮者対応策を盛り込んだ避難所運営マニュアルの整備を推進する。

○広域福祉避難所について、受入可能人数充足に向け、新たな施設との協定締結等を推進する。

疾病・感染症等の発生予防

○感染症にも対応できるよう、災害時公衆衛生活動マニュアルを見直すとともに、情報伝達訓練を実施して災害保健活動が確実に実施できるような体制の整備を推進する。

○災害時における健康危機対策（食中毒、感染症）として、消毒薬の備蓄を推進し、その取り扱いや使用期限を考慮した備蓄の更新方法等を検討し、定期的な訓練により実効性の向上を図る。

⑤産業・エネルギー

事業継続に向けた取り組み

○観光施設、宿泊施設、文化財建造物、商業施設等の耐震化について、所有者等に対する普及啓発、情報提供を実施し、住環境整備事業等を活用して、多数の者が利用する建築物の耐震化を促進する。

○従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、住環境整備事業等を活用して事業所の耐震化を推進する。

○農業、林業、水産業、商工会等の事業者団体と協力して啓発活動を行い、事業者におけるBCPの作成を促進する。また、策定されたBCPに基づく啓発・訓練を継続して実施する。

○農業施設の耐震化により発災後の早期事業再開を可能とするよう、国・県へ引き続き要望を行う。

○農業用施設の災害被害を軽減するために、既存ハウスの補強資材等の導入、燃料タンクの削減や流出防止装置付きタンクへの置き換えなど、支援制度を活用し推進する。

○LPガス取扱所等において、防災拠点や避難所等へのLPガスの供給を想定した訓練を実施する。

○交通運輸事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開できるようにするための対策を推進する。

生活基盤の整備

○地域再生法に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化及び生活環境の整備のための基盤となる施設の整備を推進する。

○応急復旧工事を速やかに実施するため、事業の継続や資機材の確保、重機の確保、技術者・職人等の確保ができるように建設業のBCP策定を推進する。

○農地の保全及び農村地域の住民の暮らしの安全を確保するため、地すべり対策等の農村地域の防災・減災対策を推進する。

○応急活動時における燃料を確保するため、災害対応型給油所整備促進事業や、消防機関等への自家給油施設の整備を推進する。

○被災後も農業の生産基盤となる農地、農業水利施設及び農道等を、円滑な生産活動に活用することができるよう、基盤整備や長寿命化等の対策を推進する。

有害物質の拡散・流出対策

- 危険物貯蔵施設管理者に対し適切な維持管理の啓発を行うとともに、少量危険物貯蔵所等に対して、危険物が漏洩しない措置の啓発を推進する。
- 危険物等災害に対する安全確保のための計画を策定し、実効性の高い体制の整備を推進する。
- 流出油災害応急対策について、県や関係機関と連携し、教育や訓練を通じ、実効性の高い体制の整備を推進する。
- 農業用施設の災害被害を軽減するために、既存ハウスの補強資材等の導入、燃料タンクの削減や流出防止装置付きタンクへの置き換えなど、支援制度を活用し推進する。

⑥情報通信**通信環境の整備**

- 消防救急デジタル無線設備等の点検・更新等を定期的に行い、適正な運用を推進する。
- 災害時優先電話や MCA 無線携帯型機、アマチュア無線等を活用した通信体制の整備、公用車への放送機材の整備等を推進する。
- 避難所運営者と市との間における連絡通信手段の確保や各避難所の状況の把握、避難者の連絡通信手段の確保のため、公衆無線 LAN 環境整備支援事業等を推進する。
- 実効性の高い通信体制を構築するため、通信訓練対象者の拡大や通信機器の操作マニュアル作成を推進する。

システムの活用

- 連絡体制の実効性を高めるため、高知県総合防災システムを活用(経由)し、データ放送で情報発信する訓練等を実施する。

災害情報入手困難者への対応

- 災害情報入手困難者を減らすため、要配慮者をフォローする情報伝達手段の検討や自主防災組織の協力体制の構築を推進する。
- 避難行動要支援者対象世帯に対し、防災行政無線を受信する戸別受信機の貸与や、難聴世帯には購入支援制度の導入、屋外子局の増設等を検討する。
- 避難行動要支援者が早期に避難開始できるよう自主防災組織等による声掛け等、情報伝達手段の構築を推進する。
- 手話奉仕員養成講座の基礎課程修了者を手話奉仕員として登録することで、ボランティアの確保に努める。

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

- 災害時の対応が円滑にできるように、市単独総合訓練や自主防災組織と連携した防災訓練等の実施を推進する。
- 市職員や消防署員を派遣して行う防災出前講座を持続的に実施する。また、防災講演会を定期的を開催する。
- 市民向けの啓発のため、展示や閲覧・公開する資料として、災害の調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理を実施する。

② 人材育成

- 防災に強い地域づくりを図るため、防災士など防災人材の育成や啓発等による防災活動の活性化を推進する。
- 消防団や防災士が地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとなり、地域の自主防災組織の育成、避難訓練、応急手当普及員講習等の地域防災力を高める活動を推進する。
- 県及び関係機関と連携した医療救護に関する情報収集、伝達体制を整備するため、市職員の図上・実地訓練等の実施を推進する。

③ 官民連携

- ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するため、事業者の活動拠点や燃料等の資源の確保について、事業者と市で連携した取組を推進する。
- 災害時における運送手段を確保するため、運送事業者・燃料供給事業者との協議により協力体制の確保や協定締結に努める。
- 食料、飲料水、燃料等の物資を確保するため、市内外事業者との流通備蓄（流通在庫調達）のための協定締結を推進する。

④ 老朽化対策

- 老朽化が進行している市営住宅について、公営住宅整備事業を活用した建替、公営住宅等ストック総合改善事業を活用した長寿命化等、総合的かつ計画的な維持管理・修繕等を実施する。
- 橋梁長寿命化修繕計画により、計画的な橋梁の修繕等維持管理を推進し、橋梁の安全性・信頼性を確保する。
- 道路ストック（舗装、法面、トンネル、附属物等）について、緊急性、重要度、損傷の程度等を総合的に判断して修繕計画を策定し、整備事業を推進する。
- 南海トラフ地震応急対策活動要領を定期的に見直し・更新を行い、防災拠点と避難所等を結ぶ市道に係る緊急輸送道路の選定を検討する。

⑤ 国・県との連携

- 「高知県道路啓開計画」に基づき、高知県中央東土木事務所と連携した道路啓開体制の整備を推進する。
- 気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進する。
- 県営事業である急傾斜地・地すべり・砂防の各ハード対策事業について、土砂災害警戒区域内に避難行動

要支援者施設や避難所を含む箇所等は、優先的に県へ要望を行い、対策を推進する。

○土砂災害による人的被害を防ぐため、関係機関及び県と連絡調整を図り、各種制度の活用による土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や住環境整備事業等を活用した外壁の補強などを推進する。

○農業施設の耐震化により発災後の早期事業再開を可能とするよう、国・県へ引き続き要望を行う。

○流出油災害応急対策について、県や関係機関と連携し、教育や訓練を通じて、実効性の高い体制の整備を推進する。

○被災により土地の境界が不明確になることを防ぐため、地籍調査を推進する。地籍調査をより効率よく進めるために、国・県や関係機関と緊密に連携し、新技術の導入を検討するなど、調査の効率化、迅速化を図る。

⑥沿岸市町村との連携

○沿岸被災地への支援を想定し、行政機能の代行等について検討する。

○沿岸市町村に対し、本市の指定緊急避難場所についての広報を検討する。

○沿岸被災地への支援を考慮し、収納場所等の検討も含め備蓄量の確保や想定される負傷者数への対応等について検討する。

○沿岸被災地への支援力向上のため、避難者収容能力の向上、応急仮設住宅建設用地の確保、災害廃棄物の受入れ（広域処理）等について検討する。

第5章 施策の重点化

国の基本計画では、45 の起きてはならない最悪の事態を設定し、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を実現するために、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度等を考慮し、重点化すべき事態を選定している。

本計画では、国及び県の計画を参考に、25 の起きてはならない最悪の事態を設定しており、以下の視点から優先度を総合的に判断し、10 の重点化すべき起きてはならない最悪の事態を選定した（表8）。

【視点1】基本計画との関連性

- 基本計画における重点化すべき事態と、本市の起きてはならない最悪の事態との関連の強さを評価

【視点2】香美市の方向性

- 本市の将来都市像「美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう 進化する自然共生文化都市・香美市」を実現するための方向性との関連の深さを総合的に評価

【視点3】影響の大きさ

- 「起きてはならない最悪の事態」による本市での被害想定（死者数、重傷者数、建物全半壊棟数など）の大きさや当該事態が与える影響の大きさを評価

【視点4】香美市の役割の大きさ

- 国・県・民間事業者など、それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで事態の回避に向けた取組を推進する上で、本市が担うべき役割の大きさを評価

【視点5】他事態の回避や被害軽減の寄与度

- それぞれの事態間の相互依存関係を考慮し、当該事態を回避することによる他の複数の事態の回避や被害軽減への寄与度を評価
（例：「2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態」の事態を回避すれば「5-3 食料等の安定供給が停滞する事態」の回避に寄与する）

表 8 重点化すべき起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標	重点化すべき起きてはならない最悪の事態	
【目標１】 直接死を最大限防ぐ	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
	1-2	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者が発生する事態
	1-3	風水害による多数の死者・行方不明者が発生する事態
【目標２】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態
	2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
【目標３】 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災により機能が大幅に低下する事態
【目標４】 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態
【目標６】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2	上水道の供給が長期間にわたり停止する事態

第6章 計画の推進と進捗管理

1. 計画の推進

国土強靱化の推進には、本市をはじめ、国や県、防災関係機関、事業者、自主防災組織、市民一人ひとりが役割を果たすことが重要であり、適切な「自助」、「共助」及び「公助」の役割分担のもとで、それぞれが連携して施策や事業を推進する。

また、本計画に基づき、本市等が実施する施策や事業については、国や県の補助金や交付金等を効果的に活用する。

2. 計画の進捗管理

本計画に基づく強靱化施策を確実に推進するために、各施策の進捗を把握するために設定した重要業績指標（KPI）について、その具体的な取組内容や目標値等を記載した「香美市強靱化アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を本計画とは別に策定した。

このアクションプランを毎年検証することにより、PDCA サイクルによる施策の進捗管理を行うとともに、必要に応じて、香美市振興計画や香美市地域防災計画をはじめとした各種計画における施策を順次追加し、強靱化の取組を推進していく。

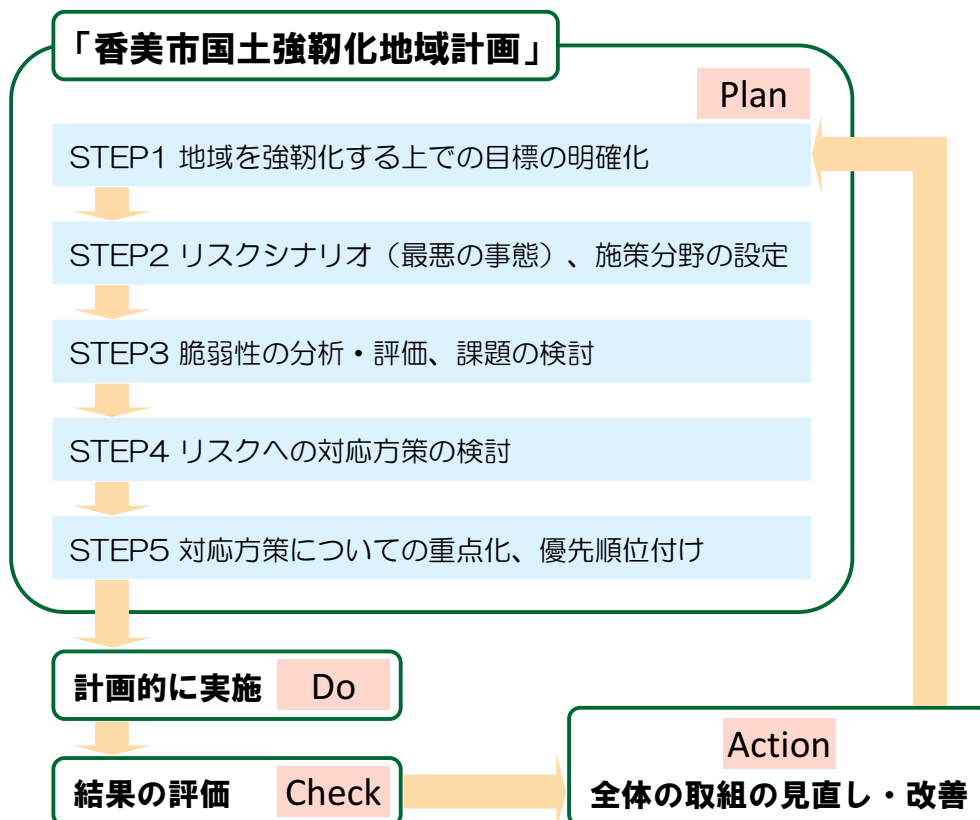


図 8 PDCA サイクルのイメージ

3. 計画の見直し

本計画は、地域強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、本市を取り巻く社会・経済情勢等の変化や地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。

なお、各施策の進捗状況等や、脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合に合わせて、必要に応じて変更の検討及びそれを踏まえた所要の変更を加えるものとする。

香美市国土強靱化地域計画

発 行：香美市

発行年月：令和 3 年 3 月

アクションプラン

香美市強靱化 アクションプラン



令和3年3月

香美市

目 次

第1章 基本事項.....	1
1. アクションプランの目的.....	1
2. 計画期間.....	1
3. 地域計画における基本目標及び起きてはならない最悪の事態等	1
第2章 香美市強靱化アクションプラン	3
1. アクションプランの構成.....	3
2. アクションプラン	4

第1章 基本事項

1. アクションプランの目的

香美市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の施策を確実にかつ計画的に推進するためには、毎年度、施策ごとの進捗を把握し、これを関係各所が共有した上で、取り組むべき具体的な施策の進捗管理を行うことが極めて重要である。

このため、各施策の進捗を把握し、地域計画を推進するために、重要業績指標（KPI）を設定し、具体的な取組内容や目標値等を記載した「香美市強靱化アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定した。

2. 計画期間

アクションプランの計画期間は、おおむね5年間とする。ただし、第2次香美市振興計画（平成29年度～平成38年度）と整合・調和を図るため、今回の計画期間は、令和3年度から令和8年度の6年間とする。

3. 地域計画における基本目標及び起きてはならない最悪の事態等

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧・復興に資する地域強靱化を計画的に推進するために、地域計画において下記の4項目を基本目標とした。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

国土強靱化基本計画や高知県強靱化計画を参考にしつつ本市の災害特性等を踏まえて、基本目標や事前に備えるべき目標を実現するにあたり妨げとなる、25 項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

表 1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
【目標１】 直接死を最大限防ぐ	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
	1-2	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者が発生する事態
	1-3	風水害による多数の死者・行方不明者が発生する事態
【目標２】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態
	2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態
	2-5	被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
【目標３】 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災により機能が大幅に低下する事態
【目標４】 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態
【目標５】 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態
	5-2	基幹的交通ネットワーク（高速道路、幹線道路等）の機能が停止する事態
	5-3	食料等の安定供給が停滞する事態
【目標６】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態
	6-2	上水道の供給が長期間にわたり停止する事態
	6-3	污水处理施設等が長期間にわたり機能停止する事態
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
【目標７】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震火災、森林火災による市街地、森林の延焼が拡大する事態
	7-2	ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出する事態
【目標８】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態
	8-2	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態
	8-4	文化財等が損失する事態

※ は、重点化すべき起きてはならない最悪の事態を示す。

第2章 香美市強靱化アクションプラン

1. アクションプランの構成

各施策が該当する起きてはならない最悪の事態を回避するための取組を表形式で整理した。アクションプランの記載事項は以下のとおりである。

- 番号
- 取組名
- 取組内容
- 施策・事業の指標（重要業績指標（KPI）、現状値、目標値（R8年度））
- 担当課

■記載例

【目標1】 直接死を最大限防ぐ

1-1) 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態 【重点化】

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標（KPI）	現状値	目標値（R8）	
1	指定緊急避難場所の選定	○ハザードマップ及び市ホームページによる広報・周知のほか、自主防災組織での訓練等を通じて、指定緊急避難場所を周知し、実効性の高い防災体制の構築を推進する。	指定緊急避難場所指定数	113箇所	継続	防災対策課
2	自主防災組織の育成強化	○自主防災組織の活動が活性化するよう、新たな補助制度について検討する。	自主防災組織結成率	97.8%	100%	防災対策課
			自主防災組織による防災訓練実施件数	50件	継続	
			補助制度活用件数	50件	継続	
3	避難行動要支援者名簿掲載の同意取得	○避難行動要支援者に対する制度の趣旨理解や啓発を図り、名簿掲載に対する不同意者や未回答者を削減するよう努め、避難行動要支援者名簿を整備する。	避難行動要支援者名簿掲載の同意取得率	68.4%	80%	福祉事務所
4	地域ぐるみの要配慮者支援体制	○自主防災組織等は、避難行動要支援者とともに避難する個別計画を策定する。	避難行動要支援者個別計画策定率	12.6%	60%	福祉事務所
5	要配慮者支援に関する防災教育・訓練の実施	○避難行動要支援者の個別計画に基づき行政・地域との共同訓練実施を推進する。	個別計画に基づいた行政・地域との共同訓練実施回数	年間1回以上	継続	防災対策課 福祉事務所
6	防災知識の普及	○自らが実施する取組みや住民の防災意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し知らせる。 ○災害時、自分で自分の生命を守ろうとする行動がとれるよう、家庭・地域と連携しながら取り組みを広げていく。 ○児童生徒が災害に関する知識を身につけ、安全に避難する方法について理解し、状況に応じて自ら意思決定し、適切な行動がとれるよう防災学習活動を行う。	保育園避難訓練実施回数【毎月1回】	100%	継続	防災対策課 教員委員会
			幼稚園避難訓練実施回数【毎年6回】	100%	継続	
			防災学習の広報掲載回数	年1回	継続	
			防災学習の実施回数【毎年3回】	100%	継続	

なお、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組が別項目で重複する場合は、取組名欄に「（再掲）」と記載している。また、重点化すべき起きてはならない最悪の事態は、担当課の上部に「【重点化】」と記載している。

【目標1】直接死を最大限防ぐ

1-1) 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

【重点化】

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	指定緊急避難場所の選定	○ハザードマップ及び市ホームページによる広報・周知のほか、自主防災組織での訓練等を通じて、指定緊急避難場所を周知し、実効性の高い防災体制の構築を推進する。	指定緊急避難場所指定数	113箇所	継続	防災対策課
2	自主防災組織の育成強化	○自主防災組織の活動が活性化するよう、新たな補助制度について検討する。	自主防災組織結成率	97.8%	100%	防災対策課
3	避難行動要支援者名簿掲載の同意取得	○避難行動要支援者に対する制度の趣旨理解や啓発を図り、名簿掲載に対する不同意者や未回答者を削減するよう努め、避難行動要支援者名簿を整備する。	自主防災組織による防災訓練実施件数	50件	継続	
			補助制度活用件数	50件	継続	
4	地域ぐるみの要配慮者支援体制	○避難行動要支援者に対する制度の趣旨理解や啓発を図り、名簿掲載に対する不同意者や未回答者を削減するよう努め、避難行動要支援者名簿を整備する。	避難行動要支援者名簿掲載の同意取得率	68.4%	80%	福祉事務所
5	要配慮者支援に関する防災教育・訓練の実施	○自主防災組織等は、避難行動要支援者とともに避難する個別計画を策定する。 ○避難行動要支援者の個別計画に基づき行政・地域との共同訓練実施を推進する。	避難行動要支援者個別計画策定率	12.6%	60%	福祉事務所
6	防災知識の普及	○自らが実施する取組みや住民の防災意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し知らせる。 ○災害時、自分で自分の生命をまもるという行動がとれるよう、家庭、地域と連携しながら取り組みを広げていく。 ○児童生徒が災害に関する知識を身につけ、安全に避難する方法について理解し、状況に応じて自ら意思決定し、適切な行動がとれるよう防災学習活動を行う。	個別計画に基づいた行政・地域との共同訓練実施回数	年間1回以上	継続	防災対策課 福祉事務所
			保育園避難訓練実施回数 [毎月1回]	100%	継続	防災対策課 教員委員会
			幼稚園避難訓練実施回数 [毎年6回]	100%	継続	
			防災学習の広報掲載回数	年1回	継続	
			防災学習の実施回数 [毎年3回]	100%	継続	

【目標1】直接死を最大限防ぐ

1-1) 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

【重点化】

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
7	建築物の不燃化・耐震化（市有建築物）	○庁舎等の公共施設の耐震化を推進する。	小中学校耐震化率	100%	継続	管財課 教育委員会
			体育館耐震化率	80%	継続・更新	
			集会所・公会堂耐震化率	89.5%	継続・更新	
			庁舎耐震化率	80%	継続・更新	
			市営住宅耐震化率	100%	継続	
8	建築物の不燃化・耐震化（一般建築物）	○耐震化の必要性や支援制度の周知を図り、住宅や建築物の耐震化を促進する。	住宅耐震化件数（年間）	60件	継続	防災対策課
9	社会福祉施設等の耐震化の促進	○社会福祉施設（障害館も含む）、医療施設などの災害発生時に重要な役割を担う施設の機能喪失を防ぐため、これらの施設の耐震性を把握し、住環境整備事業等を活用して耐震化を促進する。	病院・診療所耐震化率	実施中	継続・更新	防災対策課 福祉事務所 健康介護支援課
			老人ホーム等耐震化率	実施中	継続・更新	
			幼稚園・保育所耐震化率	実施中	継続・更新	
10	市有建築物の室内の安全対策の推進	○緊急性、重要度、損傷の程度等を総合的に判断し、優先度の高いものから計画的かつ効率的に市有建築物の室内の安全対策を推進する。	非構造部材耐震化率	実施中	継続・更新	防災対策課 管財課
11	家庭での室内における安全対策	○窓ガラスや天井といった建物の二次部材の落下や家具転倒等による人身事故、エレベーター内の閉じ込め等の事故を防止するため、室内の安全対策に対する補助事業について広報を行い、周知・徹底を図るよう努め、室内の安全対策を推進する。	家具転倒防止金具等取付件数（年間）	6件	20件	防災対策課
12	ブロック塀等の安全対策の促進	○ブロック塀等の倒壊により、児童や生徒、施設利用者、職員などが死傷することを防ぐため、住環境整備事業等を活用して対策を推進する。	ブロック塀補助金利用件数（年間）	20件	継続	防災対策課

【目標1】直接死を最大限防ぐ

1-2）大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者が発生する事態

【重点化】

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標（KPI）	現状値	目標値（R8）	
1	指定緊急避難場所の選定（再掲）	○ハザードマップ及び市ホームページによる広報・周知のほか、自主防災組織での訓練等を通じて、指定緊急避難場所を周知し、実効性の高い防災体制の構築を推進する。	指定緊急避難場所指定数	113箇所	継続	防災対策課
2	自主防災組織の育成強化（再掲）	○自主防災組織の活動が活性化するよう、新たな補助制度について検討する。	自主防災組織結成率	97.8%	100%	防災対策課
			自主防災組織による防災訓練実施件数	50件	継続	
			補助制度活用件数	50件	継続	
3	避難行動要支援者名簿掲載の同意取得（再掲）	○避難行動要支援者に対する制度の趣旨理解や啓発を図り、名簿掲載に対する不同意者や未回答者を削減するよう努め、避難行動要支援者名簿を整備する。	避難行動要支援者名簿掲載の同意取得率	68.4%	80%	福祉事務所
4	地域ぐるみの要配慮者支援体制（再掲）	○自主防災組織等は、避難行動要支援者とともに避難する個別計画を策定する。	避難行動要支援者個別計画策定率	12.6%	60%	福祉事務所
5	要配慮者支援に関する防災教育・訓練の実施（再掲）	○避難行動要支援者の個別計画に基づき行政・地域との共同訓練実施を推進する。	個別計画に基づいた行政・地域との共同訓練実施回数	年間1回以上	継続	防災対策課 福祉事務所
6	有害鳥獣被害対策の推進	○山野の植生がシカの食害を受けることによって地表が露出し、土砂災害の要因となることを防ぐため、鳥獣被害防止総合対策交付金等の活用により、鳥獣捕獲による個体数調整を図りながら、防護柵・防護ネット等の設置を推進し被害防止に努める。	有害鳥獣被害対策補助金利用件数	30件	35件	農林課

【目標1】直接死を最大限防ぐ

1-3) 風水害による多数の死者・行方不明者が発生する事態

【重点化】

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	指定緊急避難場所の選定（再掲）	○ハザードマップ及び市ホームページによる広報・周知のほか、自主防災組織での訓練等を通じて、指定緊急避難場所を周知し、実効性の高い防災体制の構築を推進する。	指定緊急避難場所指定数	113箇所	継続	防災対策課
2	自主防災組織の育成強化（再掲）	○自主防災組織の活動が活性化するよう、新たな補助制度について検討する。	自主防災組織結成率	97.8%	100%	防災対策課
			自主防災組織による防災訓練実施件数	50件	継続	
			補助制度活用件数	50件	継続	
3	避難行動要支援者名簿掲載の同意取得（再掲）	○避難行動要支援者に対する制度の趣旨理解や啓発を図り、名簿掲載に対する不同意者や未回答者を削減するよう努め、避難行動要支援者名簿を整備する。	避難行動要支援者名簿掲載の同意取得率	68.4%	80%	福祉事務所
4	地域ぐるみの要配慮者支援体制（再掲）	○自主防災組織等は、避難行動要支援者とともに避難する個別計画を策定する。	避難行動要支援者個別計画策定率	12.6%	60%	福祉事務所
5	要配慮者支援に関する防災教育・訓練の実施（再掲）	○避難行動要支援者の個別計画に基づき行政・地域との共同訓練実施を推進する。	個別計画に基づいた行政・地域との共同訓練実施回数	年間1回以上	継続	防災対策課 福祉事務所

【目標2】救助・救急・医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態

【重点化】

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	飲料水の備蓄並びに調達体制の整備	○被害想定に基づき、備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を調達計画として策定し、適切な飲料水及び資機材の備蓄を推進する。	市の飲料水の整備数	77,400 l	継続	防災対策課 環境上下水道課
			簡易浄水(ろ過)機 25m/日整備数	1台	継続	
			応急復旧資機材整備	準備中	更新・継続	
2	食料の備蓄並びに調達体制の整備	○公用車での配送が困難な事態に備え、配送業者との協定締結を推進する。	配送業者との協定締結数	0社	更新・継続	防災対策課
3	防災拠点施設の整備	○市外からの応援部隊や救援物資等の受入れに関するマニュアル作成、受援計画、応急期機能配置計画の策定・改定を推進する。	受援計画、応急期機能配置計画の策定・改定	策定	更新・継続	防災対策課
4	平時から災害を考慮した上水道施設の整備	○災害時に備えた施設・設備の整備を促進し、漏水の未然防止を図る。 ○応急給水及び応急復旧活動に関する方策を作成する。 ○管路のルーパ化等によりバックアップ体制を構築し、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。	管路耐震化率	46%	48%	環境上下水道課
			水道BCPの策定率	0%	100%	
5	井戸水等の生活用水の確保	○災害時の生活用水の水源を確保するため、ため池や井戸水、河川水等の活用を推進する。	災害時協力井戸整備数	24箇所	40箇所	防災対策課
6	市内外事業者との流通備蓄のための協定締結	○食料、飲料水、燃料等の物資を確保するため、市内外事業者との流通備蓄（流通在庫調達）のための協定締結を推進する。	市内外事業者との流通備蓄に関する協定締結数	7件	継続	防災対策課
7	他自治体等との災害時支援協定締結の推進	○災害時に他自治体等との災害時支援協定の締結について協議・検討し、協定の締結を推進する。	災害時支援協定締結数	県下全市町村 100%他	継続	防災対策課 建設課 教育委員会 消防本部
8	市の物資配送計画策定	○市の物資配送計画の策定を行うとともに、物資調達・輸送調整等支援システムの運用を習熟するための訓練を実施する。また、物資の仕分け・輸送訓練等の推進により実効性を高めていく。	市の物資配送計画の策定	策定 (R3)	策定・更新	防災対策課

【目標2】救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	中山間地孤立集落の自主防災組織の育成	○中山間集落等の孤立に備えて、消防機関等の到着までの間に自主防災組織が適切な応急措置が行える人材の育成を推進する。	自主防災組織による防災訓練実施件数	50件	継続	防災対策課
2	市及び関係機関等による救助・救急体制の整備	○各種協定等を踏まえ、市及び関係機関等による救助・救急体制の整備を推進する。 ○救急、救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等の救急隊員を養成する。	救命救急士取得人数	24名	継続	消防本部
3	道路施設の安全化	○対策が必要と判断された道路ストック（舗装、法面、トンネル、附属物等）について、修繕計画を策定し、緊急性、重要度、損傷の程度等を総合的に判断し、整備可能な箇所から適宜事業を推進する。	定期点検橋梁数	100橋	355橋	建設課
4	臨時ヘリポート候補地の指定	○災害時のヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時ヘリポート」という。）候補地を選定し、整備に努める。	緊急用ヘリコプター離着陸場整備箇所数	9箇所	継続	防災対策課
5	中山間地孤立集落との通信手段の確保	○災害時の通信障害の場合に備え、消防署・消防団、自主防災組織と連携した訓練を実施し、実行性の高い連絡体制、救助体制を構築する。	通信訓練の実施回数	年1回	継続	防災対策課 消防本部

【目標2】救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3) 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態

【重点化】

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	災害対応訓練への参加	○災害対策本部員等を対象とした実践的な防災訓練、夜間・休日の参集訓練、災害図上訓練、防災や災害対応等に関する様々な研修等を実施する。	各種防災訓練の参加率	年1回	継続	防災対策課
2	消防体制の整備	○常備消防力を最大限に活用できるよう、各種災害に対応した消防計画を構築し、即応体制の構築を図る。 ○様々な消防活動に対応できるよう資機材を整備し、自主防災組織、地域住民の参加による救助資機材の活用訓練を実施指導する。 ○小型ポンプ付積載車、水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽を整備する。 ○消防団機能の充実を図るため、資機材、要員及び消防団施設を整備する。	消防団車両更新台数	各車両25年サイクルで更新	継続	消防本部
			耐震性貯水槽整備数	毎年1～2基更新	継続	
			各種補助金利用件数	実施	継続	
3	消防団と自主防災組織の防災力向上	○消防団や防災士が地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとなり、地域の自主防災組織の育成、避難訓練、応急手当普及員講習等の地域防災力を高める活動を推進する。	防災士の人数	217名	367名	防災対策課 消防本部
4	防災拠点施設の整備（再掲）	○市外からの応援部隊や救援物資等の受入れに関するマニュアル作成、受援計画、応急期機能配置計画の策定・改定を推進する。	応急手当普及員講習受講人数	0名	各分団5名	
5	臨時ヘリポート候補地の指定（再掲）	○災害時のヘリコプター臨時離着陸場候補地を選定し、整備に努める。	受援計画、応急期機能配置計画の策定・改定	策定中	策定・更新	防災対策課
6	災害対応型給油所の整備	○応急活動時における燃料を確保するため、災害対応型給油所整備促進事業や、消防機関等への自家用給油所施設の整備を推進する。	緊急用ヘリコプター離着陸場整備箇所数	9箇所	継続	防災対策課
			災害対応型給油所整備数	2箇所	8箇所	防災対策課 消防本部
			自家用給油所施設整備数	0箇所	2箇所	

【目標2】救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態【重点化】

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	「災害時医療救護計画」「災害医療救護行動計画」の策定、周知	○香美市災害時医療救護計画の見直しを図るとともに、エリアごとの行動計画についても地域の状況を確認し、より実践的なものを作成する。	エリアごとの災害医療救護行動計画の作成	未作成	物部、香北、土佐山田、繁藤エリアの行動計画作成	健康介護支援課
2	医薬品、医療用資機材等の備蓄	○医薬品、医療用資機材等の備蓄	災害時に必要となる医薬品の備蓄	未整備	整備	健康介護支援課
3	地域の医療関係団体や自主防災組織との連携	○地域の医療関係団体や自主防災組織との連携 ○救命講習を開催する等、応急手当等の普及啓発	災害時に必要となる医療用資機材等の備蓄状況	救護所毎に整備・更新	継続・更新	健康介護支援課
4	医薬品等に関する通信体制や緊急輸送体制の整備	○災害時における医薬品等に関する緊急輸送体制について、県の計画に準じ、香美市における通信や情報伝達体制、輸送体制を整備する。	住民や関係機関との災害医療救護訓練の実施回数	年1回	継続	防災対策課 消防本部 健康介護支援課
5	県及び関係機関と連携した医療救護に関する情報収集、伝達体制の整備	○県及び関係機関と連携して、医療救護に関する情報の収集・伝達体制及び保有する機動力を効率的に活用できる体制の整備。	医薬品等の要請について情報伝達訓練の実施回数	年1回	継続	防災対策課 健康介護支援課
6	高知県救急医療・広域災害情報システム（こうち医療ネット）の活用	○広域災害救急医療情報システム（EMIS）を医療機関や医療救護班の職員が代行入力できるなど、関係者が誰でもシステムを使用できるような体制を整備する。	市内医療機関のEMIS入力訓練への参加数	7機関	9機関	健康介護支援課
7	社会福祉施設等の耐震化の促進（再掲）	○社会福祉施設（隣保館も含む）、医療施設などの災害発生時に重要な役割を担う施設の機能喪失を防ぐため、これらの施設の耐震性を把握し、住環境整備事業等を活用して耐震化を促進する。	社会福祉施設等の耐震化率	実施中	継続・更新	防災対策課 福祉事務所 健康介護支援課

【目標2】救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5) 被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	「災害時公衆衛生活動マニュアル」の策定	○感染症に対応できるよう、災害時公衆衛生活動マニュアルを見直すとともに、情報伝達訓練を実施して災害保健活動が確実に実施できるような体制の整備を推進する。	災害時公衆衛生活動マニュアルの見直し	策定	改定	健康介護支援課
2	し尿の処理体制の整備	○災害時における災害廃棄物、し尿の処理に対応するため、「香美市災害廃棄物処理計画」に基づき、適用基準や運用要領をとりまとめたマニュアル等の策定を推進する。	災害廃棄物、し尿の処理マニュアルの策定	未策定	市のマニュアル策定	環境上下水道課
3	健康危機対策（食中毒、感染症）	○災害時における健康危機対策（食中毒、感染症）として、消毒薬の備蓄を推進し、その取り扱いや使用期限を考慮した備蓄の更新方法等を検討し、定期的な訓練により実効性の向上を図る。	避難所等における災害時用消毒資機材の備蓄数	10箇所分	定期更新	防災対策課 健康介護支援課
4	災害用仮設トイレの整備等	○災害時に不足するトイレに対応するため、供給体制の検討や避難所における備蓄物資の保管場所確保及び仮設トイレの備蓄、洋式トイレが少ない学校のトイレの整備を推進する。	災害用仮設トイレの備蓄率	100%	継続	防災対策課 教育委員会
5	文教施設の防災対策の整備（指定避難所）	○学校・教育施設等の耐震診断・耐震改修を計画的に行い、安全化を図るとともに、指定避難所として防災機能が発揮できるよう、必要な設備の整備を行う。	小中学校の耐震化率	100%	継続	教員委員会
6	災害時の遺体対応体制整備	○遺体対応マニュアルの実効性を高めるため、訓練の実施や遺体安置運営に必要な物品の整備を推進する。	遺体対応マニュアルに基づく訓練実施回数	実施	継続	防災対策課 福祉事務所
7	家庭備蓄の推進	○避難所及び緊急避難場所への備蓄品は、想定避難者数に対応できる数量の備蓄品を整備するとともに、防災学習や各種チラシの配付により、生活必需品の家庭備蓄を推進する。	各種チラシ等配布による備蓄の啓発	広報等への掲載	継続	防災対策課

【目標2】救助・救急、医療活動等が迅速に行われとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態【重点化】

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	指定避難所の管理体制の整備	○福祉避難所不足を解消するため、一般の避難所における要配慮者対応策を盛り込んだ避難所運営マニュアルの整備を推進する。 ○感染症予防対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを策定し、HUG訓練等で実効性の向上を推進する。	要配慮者対応を考慮した避難所運営マニュアルの整備箇所数	7箇所	89箇所	防災対策課
			感染症予防対策を考慮した避難所運営マニュアルの整備箇所数	0箇所	89箇所	
2	社会福祉施設入居者の長期的な避難と広域連携	○広域福祉避難所について、受入可能人数充足に向け、新たな施設との協定締結等を推進する。 ○避難所が不足する場合に備え、広域避難体制の構築を推進する。	広域福祉避難所協定締結数	6施設	継続	福祉事務所
			広域福祉避難所に関する福祉施設との協定締結数	4施設	継続	
3	応急仮設住宅等の整備	○避難所生活の長期化を防ぐため、関係機関と情報を共有し、住環境整備事業等により、民間賃貸住宅をみなし仮設住宅として活用しながら、不足分については、応急仮設住宅や災害公営住宅等を建設することで、被災者の住まいを速やかに確保する対策を推進する。	仮設住宅の建設が可能な用地面積 (m2)	8,272㎡	継続	防災対策課 建設課 管財課
4	避難所等の整備	○地域集会所を住環境整備事業等を活用して耐震化するなど、避難所の確保を推進する。 ○避難所の速やかな開設や円滑な運営を行うため、地域住民主体の訓練実施を促進する。	指定避難所数	89箇所	継続	防災対策課

【目標3】必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災により機能が大幅に低下する事態

【重点化】

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	建築物の不燃化・耐震化（市有建築物）（再掲）	〇庁舎等の公共施設の耐震化を推進する。	小中学校耐震化率	100%	継続	管財課 教育委員会
			体育館耐震化率	80%	継続・更新	
			集会所・公会堂耐震化率	89.5%	継続・更新	
			庁舎耐震化率	80%	継続・更新	
			市営住宅耐震化率	100%	継続	
2	市の業務継続計画（BCP）	OPDCAサイクルを回して継続的改善を図ることにより、市のBCPの実効性向上を推進する。	人事異動に伴う定期的な見直し等	実施中	継続	防災対策課 管財課 総務課
3	応急活動時における燃料供給体制の整備	〇応急活動時における車両や発電機の燃料を確保するため、燃料の備蓄や供給体制の整備を推進する。	自家用給油所施設整備数	0箇所	2箇所	防災対策課 消防本部
			公用車の燃料が半分減の給油管理	実施中	継続	
4	応急活動時における非常用電源の整備	〇庁舎や市有建築物に、停電時でも活用できる非常用電源の整備、増設を推進する。	庁舎における非常用電源の整備率	83.3%	継続	防災対策課 管財課

【目標4】必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態

【重点化】

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	情報通信設備の整備	○災害時優先電話やMCA無線携帯型機、アマチュア無線等を活用した通信体制の整備、公用車への放送機材の整備等を推進する。	防災行政無線整備率	100%	継続	防災対策課
			災害時優先電話整備箇所	35箇所	継続	
2	避難所等の通信設備整備	○避難所運営者と市との間における連絡通信手段を確保することにより各避難所の状況をリアルタイムで把握すること及び避難者の連絡通信手段を確保し、整備を行うため公衆無線LAN環境整備支援事業等を推進する。	避難所の公衆無線LAN整備箇所数	5箇所	継続	防災対策課
3	通信体制の整備	○通信機器の操作マニュアル作成や、通信訓練対象者の拡大等により、より実効性の高い通信体制を構築する。	通信訓練実施回数	0回	年1回	防災対策課

【目標5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	事業所等へのBCP策定の啓発	○農業、林業、水産業、商工会等の事業者団体と協力して啓発活動を行い、事業者におけるBCPの作成を促進する。また、策定されたBCPに基づく啓発・訓練を継続して実施する。	事業者のBCP作成に向けた啓発	未実施	実施	防災対策課 商工観光課
2	事業所等の耐震化促進	○従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、住環境整備事業等を活用して事業所の耐震化を推進する。	事業所の耐震化啓発	未実施	実施	防災対策課 商工観光課

【目標5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-2) 基幹的交通ネットワーク（高速道路、幹線道路等）の機能が停止する事態

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	南海トラフ地震応急対策活動要領の見直し	○被災後の円滑な交通ネットワークの復旧を図るため、南海トラフ地震応急対策活動要領のマニュアルの見直しを適宜実施する。	南海トラフ地震応急対策活動要領の見直し	随時	継続	防災対策課

【目標5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-3) 食料等の安定供給が停滞する事態

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	農地被害対策	○農業施設の耐震化により被災後の早期事業再開を可能とするよう、国・県へ引き続き要望を行う。 ○農業用施設の災害被害を軽減するために、既存ハウスの補強資材等の導入、燃料タンクの削減や流出防止装置付きタンクへの置き換えなど、支援制度を活用し推進する。 ○農作物に対する鳥獣被害を減らすため、鳥獣被害防止総合対策交付金等の活用による鳥獣被害防止柵の整備をはじめとした取組を推進する。	鳥獣被害対策補助金利用件数	30件	35件	農林課

【目標6】ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	災害対応型給油所の整備（再掲）	○応急活動時における燃料を確保するため、災害対応型給油所整備促進事業や、消防機関等への自家用給油所施設の整備を推進する。	災害対応型給油所整備数	2箇所	8箇所	防災対策課 消防本部
			自家用給油所施設整備数	0箇所	2箇所	

【目標6】ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2) 上水道の供給が長期間にわたり停止する事態

【重点化】

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	上水道施設の応急給水及び応急復旧の体制を整備	○緊急時に対応可能な浄水・給水場の整備を図る。 ○応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄及び整備を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。	浄水場耐震化率	8.7%	継続	環境上下水道課
			配水池耐震化率	63.6%	継続	
			緊急遮断弁整備数	1箇所	継続	
			応急給水拠点箇所数	5箇所	継続	
2	平時から災害を考慮した上水道施設の整備（再掲）	○災害時に備えた施設・設備の整備を促進し、漏水の未然防止を図る。 ○応急給水及び応急復旧活動に関する方策を作成する。 ○管路のルーブリ化等によりバックアップ体制を構築し、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。	管路耐震化率	46%	48%	環境上下水道課
			水道BCPの策定率	0%	100%	

【目標6】ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3) 汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	平時から災害を考慮した下水道施設の整備	○汚水処理機能が停止するリスクを軽減するため、管渠及びマンホールポンプの耐震化、可搬式ポンプ等の整備を推進する。	マンホールポンプ自家発電機設置率	8.8%	継続	環境上下水道課
			可搬式ポンプ整備数	0台	1台	
			自家発電機整備数	4台	継続	

【目標6】ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	道路施設の安全化（再掲）	○対策が必要と判断された道路ストック（舗装、法面、トンネル、附属物等）について、修繕計画を策定し、緊急性、重要度、損傷の程度等を総合的に判断し、整備可能な箇所から適宜事業を推進する。	定期点検橋梁数	100橋	355橋	建設課

【目標7】制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 地震火災、森林火災による市街地、森林の延焼が拡大する事態

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	市街地の面的整備の推進	○本市の既成市街地には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたところが多く、空洞化が進んでいる。木造住宅が密集し旧来の道路形態が残る市街地において、災害時に住民が歩いて指定緊急避難場所に到達できる道路や消防活動困難地域の解消に資する道路を整備する。また、公園整備とあわせて周辺の建築物の不燃化を推進する。	新町西町線道路整備進捗率	77%	100%	防災対策課 建設課
2	消防体制の整備（出火防止対策）	○地震火災に対し感震ブレーカー等の有効性や、電気機器の買い替え、可燃物の転倒・落下防止などの必要性を広報誌やホームページを通じて、住民に啓発する。 ○近隣の火災に対し、地域住民が消火を行えるよう、街頭消火器の設置、消火用貯水槽や軽可搬消火ポンプなどの整備について検討する。 ○消防署や消防屯所等の耐震化を推進するとともに、災害時に有効な消火用水を確保するため、耐震性貯水槽の整備等を推進する。	住宅用火災警報器の機器設置率	60%	100%	防災対策課 消防本部
			感震ブレーカー設置率（火災対策重点推進地区）	63%	100%	
			消防屯所等の耐震化率	50%	70%	

【目標7】制御不能な二次災害を発生させない

7-2) ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	ため池の防災・減災対策	○香美市ため池ハザードマップを活用し、地震・大雨時のため池決壊の危険性について市民への啓発を推進する。	ため池ハザードマップ策定箇所数	9箇所	15箇所	建設課

【目標7】制御不能な二次災害を発生させない

7-3) 有害物質の大規模拡散・流出する事態

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	農地被害対策（再掲）	○農業施設の耐震化により発災後の早期事業再開を可能とするよう、国・県へ引き続き要望を行う。 ○農業用施設の災害被害を軽減するために、既存ハウスの補強資材等の導入、燃料タンクの削減や流出防止装置付きタンクへの置き換えなど、支援制度を活用し推進する。 ○農作物に対する鳥獣被害を減らすため、鳥獣被害防止総合対策交付金等の活用による鳥獣被害防止柵の整備をはじめとした取組を推進する。	流出防止装置付きタンクの整備数	134件	148件	農林課

【目標8】社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	地籍調査	○被災により土地の境界が不明確になることを防ぐため、地籍調査を推進する。地籍調査をより効率よく進めるために、国・県や関係機関と緊密に連携し、新技術の導入を検討するなど、調査の効率化、迅速化を図る。	地籍調査進捗率	34.3%	37.1%	建設課
2	円滑な復興のための体制整備	○速やかに復興に取り組めるよう、震災復興計画の策定や都市復興のための事前準備、復興組織体制、復興方針の事前検討を推進する。 ○災害発生後の早期復興へ向けて、応急仮設住宅設置や遺体安置所、災害廃棄物の仮置場などとして利用可能な、公共空地となる用地の適地を調査し、事前確保等を検討する。	事前復興計画の策定	未策定	策定	防災対策課
			遺体安置所候補地の確保	検討中	遺体安置所の確定	建設課 管財課 福祉事務所
			災害廃棄物仮置き場候補地の選定	選定中	選定完了	環境上下水道課

【目標8】社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	災害廃棄物及びびり尿処理体制の整備	○災害廃棄物処理計画の改訂と対応マニュアルの作成を推進するとともに、その実効性を向上するため、研修会等による人材育成をはじめとした事前対策を推進する。 ○災害廃棄物の仮置き場候補地の選定、情報の収集を推進する。 ○災害時においても確実にゴミ処理を行うため、焼却施設やし尿処理施設における非常用電源や燃料の確保、BCP策定を進める。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化を推進する。	災害廃棄物処理計画の見直し	実施中	更新	環境上下水道課
			災害廃棄物仮置き場候補地の選定	選定中	選定完了	

【目標8】社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3) 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	応急仮設住宅等の整備 (再掲)	○関係機関との情報を共有し、住環境整備事業等により、民間賃貸住宅をみなし仮設住宅として活用し、不足分については、応急仮設住宅や災害公営住宅等を建設することで、被災者の住まいの確保を図る。 ○被災者に対し速やかに応急仮設住宅を供給できるよう、資材の運搬可能な市街地の活用など、建設用地の確保を推進する。	仮設住宅の建設が可能な用地面積 (m2)	8,272㎡	継続	防災対策課 建設課 管財課
			市街地での仮設住宅の建設が可能な用地面積 (m2)	1,380㎡	継続	
			民間賃貸住宅の提供に関する協定件数	0件	更新・継続	
2	住家被害認定士の育成	○り災証明の発行をスムーズにするため、住家の被害認定調査を円滑に行えるよう住家被害認定士の育成を推進する。	住家被害認定士育成	継続	更新	防災対策課 税務収納課

【目標8】社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4) 文化財等が損失する事態

番号	取組名	取組内容	施策・事業の指標			担当課
			重要業績指標 (KPI)	現状値	目標値 (R8)	
1	文化財の耐震化促進	○文化財や文化財建造物を災害から守り、次の時代に受け継いでいくため、文化財等の耐震対策、文化財所有者への防災意識の啓発を推進する。 ○文化財所有者に対し、地震及び火災対策に関する助言や対策への補助金交付を推進する。	防災意識の啓発	実施中	継続	防災対策課 生涯学習振興課

香美市強靱化アクションプラン

発 行：香美市

発行年月：令和 3 年 3 月

概 要 版

香美市国土強靱化地域計画

-概要版-



令和3年3月

香美市

「香美市国土強靱化地域計画」策定の流れ

●国土強靱化の目的

わが国は、地震災害や台風など、多くの大災害を経験し、その都度、長い時間をかけて復旧・復興を遂げてきました。これら災害等から国民の生命と財産を守るため、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行されました。

本市においても、大規模自然災害に対して、市民の命を守り、地域・経済社会に致命的な被害を負わせず、迅速な復旧・復興が可能となる強靱な地域の構築に向けて、国や県などと一体になって強靱化に係る施策を計画的に推進することを目的に、「香美市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

●計画策定の進め方

本計画の策定にあたっては、本市の概況及び取組等を総合的に評価・検討しました。策定プロセスは以下となります。

STEP 1

地域を強靱化する上での目的の明確化

- 国の基本計画や高知県強靱化計画と調和を図り、4つの基本目標と、8つの事前に備えるべき目標を設定

STEP 2

リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定

- 国の基本計画や高知県強靱化計画を参考に、本市の災害特性等を踏まえて、8つの事前に備えるべき目標に対し、25のリスクシナリオ及び6つの施策分野を設定

STEP 3

脆弱性の分析・評価、課題の検討

- 本市の取組を整理して、起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性を分析・評価し、課題を検討

STEP 4

リスクへの対応方策の検討

- STEP3の評価結果に基づき、取組の推進方針を決め、起きてはならない最悪の事態への対応方策を検討

STEP 5

対応方策について重点化、優先順位付け

- 本市の特性や被害想定を勘案し、影響の大きさや市の役割の大きさなどを考慮して、10の重点化すべき起きてはならない最悪の事態を設定

●起きてはならない最悪の事態の設定と脆弱性評価

本計画では、南海トラフ地震や風水害等の大規模災害に対する本市の脆弱性を評価し、強靱化に必要な施策の推進方針をとりまとめます。そのために「事前に備えるべき目標」8項目に対して、妨げとなる25項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

また、起きてはならない最悪の事態ごとに施策を整理した上で、個別施策ごとの課題、実施状況等を把握して現状の脆弱性を評価しました。

表 1 25 の起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
		1-2 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者が発生する事態
		1-3 風水害による多数の死者・行方不明者が発生する事態
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態
		2-3 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態
		2-5 被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態
		2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災により機能が大幅に低下する事態
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態
		5-2 基幹的交通ネットワーク（高速道路、幹線道路等）の機能が停止する事態
		5-3 食料等の安定供給が停滞する事態
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態
		6-2 上水道の供給が長期間にわたり停止する事態
		6-3 汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態
		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1 地震火災、森林火災による市街地、森林の延焼が拡大する事態
		7-2 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態
		7-3 有害物質の大規模拡散・流出する事態
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態
		8-2 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態
		8-4 文化財等が損失する事態

※ は、重点化すべき起きてはならない最悪の事態を示しています。

国土強靱化地域計画の推進方針の取組一覧

事前に備えるべき目標に対して、起きてはならない最悪の事態を想定し、脆弱性評価に基づく推進方針をとりまとめました。

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

- 建築物の不燃化・耐震化の促進
- 市営住宅の長寿命化の促進
- 屋外広告物の安全対策の促進
- 家庭での室内における安全対策
- 老朽住宅の除却の推進
- ブロック塀等の安全対策の促進
- 避難行動要支援者の支援対策
- 災害に対する市民への啓発・情報提供
- 防災に携わる人材育成
- 防災教育の推進
- 災害教訓の伝承 等

1-2 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者が発生する事態

- 急傾斜地崩壊対策事業の推進
- 治山事業及び森林整備事業の推進
- 土砂災害警戒区域等の標識設置の推進
- 避難行動要支援者の支援対策（再掲）
- 防災に携わる人材育成（再掲） 等

1-3 風水害による多数の死者・行方不明者が発生する事態

- 河川の改修
- 排水施設の整備
- 流域治水の推進
- 要配慮者施設の避難対策 等

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態

- 応急給水・応急復旧のための資機材整備
- 備蓄対策への啓発活動の強化
- 事業者との流通備蓄のための協定締結
- 物資配送計画の策定
- 道路啓開体制の整備
- 物資輸送拠点の整備 等

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態

- 孤立対策計画の策定
- 狭あい区間等の路線改良
- 緊急用ヘリコプター離着陸場の整備 等

2-3 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態

- 消防車両及び救助資機材の整備
- 災害対応型給油所の整備
- 災害救助・消防の人材育成
- 消防水利の整備
- 緊急輸送道路の整備 等

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態

- 医療活動の体制整備
- 医療資機材の備蓄
- 医療救護訓練の実施
- 搬送体制の整備 等

2-5 被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態

- 遺体対応の推進
- 災害用トイレの整備
- 消毒用資機材の備蓄
- ペット同行避難者等への対応 等

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態

- 広域避難体制の構築
- 福祉避難所の整備
- 要配慮者への避難生活支援対策
- 避難所運営体制等の整備の推進 等

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災により機能が大幅に低下する事態

- 住民情報のバックアップ及び業務継続のための体制強化
- 災害時の受援体制の構築
- 職員動員体制の整備
- 応急活動時の食料・燃料等の備蓄
- 流言の防止・犯罪発生の予防
- 再生可能エネルギーの導入の推進
- BCPの実効性の向上 等

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態

- 難聴世帯に対する支援対策
- 通信訓練の実施
- 通信体制の整備
- 通信設備・機器の整備
- 地域と連携した情報伝達体制の整備
- 外国語に対応した防災メール等の整備 等

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態

- 建築物の不燃化・耐震化の促進（再掲）
- 事業所におけるBCP作成の啓発 等

5-2 基幹的交通ネットワーク（高速道路、幹線道路等）の機能が停止する事態

- 道路啓開体制の整備（再掲）
- 物資輸送ルートへの整備
- 緊急輸送道路の整備（再掲） 等

5-3 食料等の安定供給が停滞する事態

- 農業施設の耐震化
- 鳥獣被害対策
- 農業用タンクの整備 等



林道の落石・法面对策



避難所運営訓練

BCP：業務継続計画または事業継続計画を意味し、災害発生時など、人材や資材に制約がある状況下でも、適切に業務を進めるために備えておく計画

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態

- ライフライン事業者の活動拠点整備
- ライフライン供給のための防災訓練の実施
- 災害対応型給油所の整備（再掲）

6-2 上水道の供給が長期間にわたり停止する事態

- 応急給水・応急復旧のための資機材整備（再掲）
- 上水道 BCP の策定
- 水道施設の耐震化推進 等

6-3 污水处理施設等が長期間にわたり機能停止する事態

- 下水道 BCP の実効性の向上
- マンホールポンプの耐震化
- 可搬式ポンプ等の整備 等

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

- 狭あい区間等の路線改良（再掲）
- 橋梁・トンネルの修繕
- 道路ストックの適切な維持管理
- 交通運輸事業者への支援対策
- 公有地における液状化対策 等

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震火災、森林火災による市街地、森林の延焼が拡大する事態

- 建築物の不燃化・耐震化の促進（再掲）
- 耐震性貯水槽の整備
- 街頭消火器の設置
- 危険物の適正管理
- 空き家対策
- 感震ブレーカーの設置の促進
- 林野火災に対する防御資機材の整備

- 住宅・建築物の防火性能の向上

7-2 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

- ため池の耐震化

7-3 有害物質の大規模拡散・流出する事態

- 有害物質に関する体制整備
- 農業用タンクの整備（再掲） 等

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態

- 震災復興計画の策定
- 応急復旧体制の整備
- 地籍調査の推進

8-2 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物の仮置き場候補地の選定
- 焼却施設やし尿処理施設の耐震化
- 非常用電源や燃料の確保 等

8-3 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態

- ボランティアの育成の推進
- 応急仮設住宅等の用地確保
- 被災者の生活再建の支援
- 生活環境基盤となる施設の整備
- 罹災証明の発行
- 住家被害認定士の育成の推進 等

8-4 文化財等が損失する事態

- 文化財の保護 等

●計画の進捗管理

大規模災害が発生しても、致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となる本市の強靱化を目指し、本計画に基づく施策及び事業を確実に推進していくため、PDCA サイクルに基づき、管理を行います。

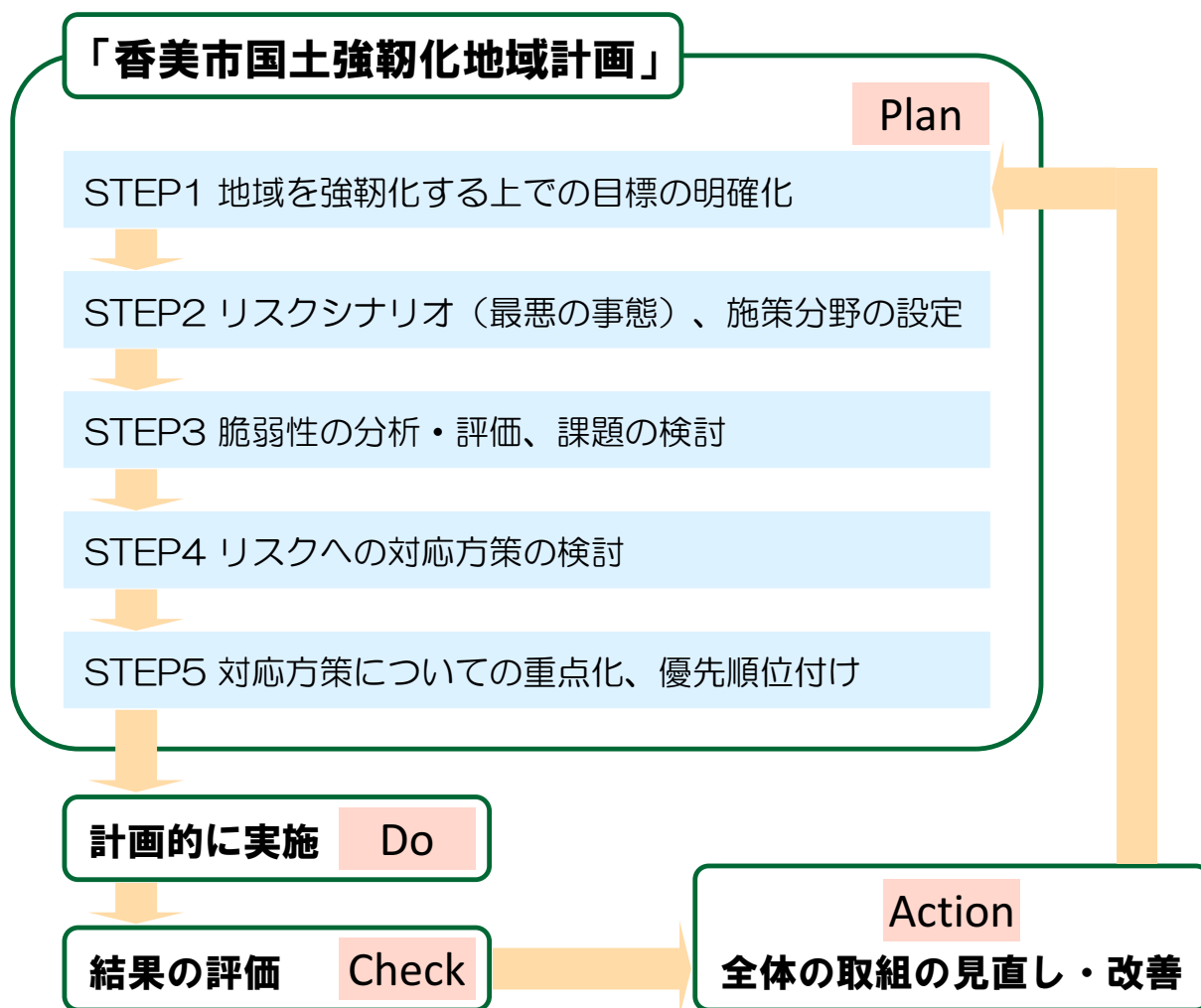


図 1 PDCA サイクルのイメージ

●計画の見直し

本計画は、本市を取り巻く社会・経済情勢等の変化や地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行います。計画期間内においても、必要に応じて各施策の進捗状況や、脆弱性評価に関する課題への対応の充実度等を考慮し、内容の改定をしていきます。